



2013年度

学部要項

早稲田大学人間科学部

SCHOOL OF HUMAN SCIENCES
WASEDA UNIVERSITY

目 次

I. 人間科学部の理念と特色	6
II. 人間科学部の 3 つの方針	7
III. 人間科学部の構成（学科）	10
1. 人間環境科学科	10
2. 健康福祉科学科	10
3. 人間情報科学科	11
IV. 単位制、卒業必要単位数一覧、在学の年限	12
1. 単位制	12
2. 卒業必要単位数一覧	12
3. 在学の年限	13
4. 3 年卒業制度	13
V. 学科目配当および科目履修要項	15
1. 学科目の配当と注意事項	16
2. 科目履修の方法	21
VI. 資格取得に関する履修要項	27
1. 教員免許状の取得	27
2. その他の資格	37
VII. 授業、各種試験、成績	42

1. 学期.....	42
2. 授業時間	42
3. 掲示等	42
4. 休講・授業欠席等の取り扱いについて	44
5. 試験.....	50
6. 試験における不正行為	50
7. レポート、論文作成時の注意	51
8. 成績.....	52
9. 9月卒業	53
VIII. 学費	54
1. 学費（2013年度入学者）	54
2. 学費等未納による抹籍	55
IX. 学籍事務	57
1. 学籍番号	57
2. 学生証（身分証明書）	57
3. 事務所の事務取扱	58
4. 各種証明書および学割証の発行	59
5. 諸願および諸届	59
X. 転科.....	61
XI. 大学院への進学	61

XII. 早稲田大学派遣交換留学制度 およびその他の留学	61
1. 留学の種類について.....	61
2. 他大学との学生交流について	62
3. その他の留学制度について	63
XIII. 施設	64
1. 早稲田大学保健センター所沢分室	64
2. 早稲田大学所沢図書館	65
3. 自動車・オートバイ・自転車の駐車場・駐輪場の利用について	67
XIV. 早稲田大学学則等（抜粋）	70

学 部 要 項

この学部要項は、諸君が学業を進めていくうえに必要不可欠な、学部の基本的な事項を収録したものであり、卒業時まで使用する。

なくさないように十分に注意するとともに、わからないことがある場合にはこの要項をよく読むこと。

2013年度

早稲田大学人間科学部

〒359-1192 埼玉県所沢市三ヶ島二丁目579-15

電話04(2947)6848 (ダイヤルイン)

I. 人間科学部の理念と特色

早稲田大学は1882年の創立以来、今日まで「進取の精神」をもって「学問の独立」を志し、「学問の活用」をはかることを建学の教旨として、有為な人材を社会に輩出してきた。

この間に科学技術は急速に発達し、人間の生活は物質的にいちじるしく向上したが、本来の目的であるべき人間の尊厳や幸福がなおざりにされる面も見受けられるようになってきた。また、学問の体系は個々の専門分野に細かく分化した結果、一方においてそれぞれが非常に深化し精緻化した半面、他方において隣接領域との関連性が希薄化したことが指摘されている。

人間科学部は、こうした状況を打破するために「人間科学」を標榜し、人間に関わるあらゆる諸問題を総合的、学際的に教育研究できる人材を養成するという高い理想を掲げて、1987年に創設された。本学部は、創設当初から、現代社会がかかえる諸問題の解決、あるいは持続可能な社会の構築に向けて、総合性および学際性を重視する教育研究をめざしてきた。

人間と人間をとりまく環境を全体として、また自然にあるものとして尊重し、人間社会が持続可能となる論理を追求しながら、人間生活の質の向上を図ることが人間科学の目的である。こうした人間性の尊重という理念は、将来、人間とその環境に大きな変化が生じたとしても、人間生活の根幹であることに変わりはないだろう。

しかしながら、とくに1990年代以降の世界や日本の社会の急速な変化は、人間科学に新たな問題をつきつけ、人間科学部の教育研究の内容にも大きな変革をもたらす契機になった。2003年度には、人間科学部は創設以来蓄積してきた教育研究の成果を発展させ、新たに学科を再編し、時代の要請に対応したあり方をめざすことにした。従来の人間科学部の基礎と応用という二元論的枠組みを乗り越えて、「環境」「健康・福祉」「情報」という21世紀の新たな課題にとりくむために、人間環境科学科、健康福祉科学科、人間情報科学科という3つの学科を設置したのである。

新しい人間科学部の特色は、教育研究において、学科の枠組みにとらわれず、広く自由に科目履修等を行うことが可能になり、より強く総合性、学際性を追求した点にある。そして、大学院人間科学研究科、人間総合研究センターに加えて、2003年度から設置された通信教育課程とともに、人間科学学術院として人間に関わる総合的、学際的な教育研究を志向するに至っている。

2013年度からは、これらをより発展させ、真摯な人間性追求のもと、よりよい社会を実現していこうとする強い意識を持ち、高度職業人・研究者としての基礎を身につけた人材を社会に送り出すことを目的としたカリキュラム改訂を行った。

より複雑となった社会および現実を多角的・包括的に理解するとともに、そこに生じる諸問題を実践をとおして解決するために、異職種・異領域間のマネジメントや新しい実践をデザインする優れた能力を身につけた学生を養成することが、人間科学部の使命である。

II. 人間科学部の3つの方針

1. ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）

人間科学部は、創設当初から、早稲田大学の総合性・独創性を活かし、全学的な教育環境と学生生活環境のもとに、現代社会がかかえる諸問題の解決、あるいは持続可能な社会の構築に向けて、総合性および学際性を重視する教育研究を目指してきた。

人間科学部の目標は、人間性尊重の視座から、多様な専門研究領域を横断しつつ、生活世界を探究する複眼的な方法を用いて、社会および現実の理解を多角的・包括的に目指すことにある。また、そこで生じる諸問題を実践を通して解決するために、異職種・異領域間のマネジメントや新しい実践をデザインする優れた能力を身につけた学生を養成することにある。

取り組むべき問題の対象は、「環境」「健康福祉」「情報」の学科ごとにそれぞれの特色を有しているが、真摯な人間性追求のもと、よりよい社会を実現していこうとする強い意識を持ち、高度職業人・研究者としての基礎を身につけた人材を社会に送り出すことは共通する使命である。

これらの使命を具体化するために、人間科学部・人間科学研究科では、学生が獲得すべき中核的能力の保証（ディプロマ・ポリシー）として「A リテラシー」「B 方法論・専門性」「C 学際性・多様性」「D デザイン力」「E 協働性」「F 反省性・倫理観」「G 自己教育」の7領域17項目を示している。これらの能力を獲得し、実社会で実践できることが、卒業認定・学位授与の条件であり、その能力によって、卒業後の活躍の場は、国の内外や業種を問わず多様な領域で拓けていくことになる。

A リテラシー

- (1) 日本語の運用力、外国語の実践力の総合としての「言語力」を身につけている。
- (2) 情報・データ等の収集・分析・表現能力の総合として「データ・リテラシー」を身につけている。

B 方法論・専門性

- (3) 科学的・論理的な思考力と専門的知識や方法論を身につけている。
- (4) 主観的経験や倫理的問題に対して、解釈学的方法を用いて考察できる。
- (5) 具体的な「専門性」のもと、帰納的で検証可能な分析を行うことができる。

C 学際性・多様性

- (6) 社会への開かれた関心と態度を身につけ、その多様性を理解し共感することができる。
- (7) 人間的事象を複眼的な視点からとらえ、そこに解決すべき課題を発見することができる。
- (8) 多様な専門性を横断する「インターディシプリナリー」な視点から、現実をとらえることができる。

D デザイン力

- (9) 課題探究（フィールドや実験）プロジェクトをマネジメントすることができる。
- (10) 課題解決のためのアクション・プランをデザインすることができる。
- (11) 研究成果や自らの考えを具体物として表現することができる。

E 協働性

- (12) 自分とは異なる意見、価値観、感性、文化、言語を持つ他者と協働することができる。
- (13) 様々な専門性をつないで「インタープロフェッション」を推進する知識や技能を身につけている。

F 反省性・倫理観

- (14) 社会的公正を尊重した倫理観を持ち、社会に貢献しようとする態度を身につけている。
- (15) 科学の可能性と限界を理解し、現実への批判や反省を行うことができる。

G 自己教育

- (16) 自律性・積極性・協調性を備え、自己教育を行うことができる。
- (17) 自らのキャリア・プランをデザインすることができる。

2. カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）

ディプロマ・ポリシーに示されるように、人間科学部では獲得を目指す中核的な能力目標を、「A リテラシー」「B 方法論・専門性」「C 学際性・多様性」「D デザイン力」「E 協働性」「F 反省性・倫理観」「G 自己教育」の7領域17項目で示している。

これらの能力を備えた人材を育成すべく、人間科学部では少人数での学びの場を1年次から設定している。人間理解の基盤を形成する科目群である「人間科学基礎科目」では、「基礎ゼミ」「スタディスキル」「学生生活とセルフマネジメント」等の特色ある基礎教育によって、大学生活に必要な思考力や方法論、また自己教育のスキルを習得する。人間科学とは何かを問う「人間科学概論」、学科別に開講される「人間環境科学概論」「健康福祉科学概論」「人間情報科学概論」では、それぞれの視点から人間科学の実践性・複眼性を探求する。

課題探求の基盤となるスキルを育成する「リテラシー科目」は、データリテラシー、日本語、外国語などの科目から構成される。「データリテラシーI、II、III」では、データ分析の際に必要な技能の習得や統計学の基礎を実践的に学ぶ。日本語では、「学術的文章の作成」「日本語と日本文化」などの科目を通して文章作成の技能に加え、日本語の多様性や関連する日本文化を学習する。外国語では、英語をはじめ5ヶ国語（英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語）の外国語科目を設置し、それらの外国語科目から2ヶ国語を選択必修としている。語学のみならず言語の背景にある文化・歴史などの分野を深く学び、国際舞台

で活躍するための基礎力を養う。

「人間科学教養科目」では、単なる一般教養的知識ではなく、人間科学として「人間」を広く深く理解し、また狭い専門性に閉じることのない多様かつ領域横断的な視点の涵養を目指し、「A. 人間学」「B. 科学論」「C. 論理的・数理的思考」「D. 言語」「E. システム」「F. デザイン」「G. 倫理と共生」の中から必修の「A. 人間学」を含む4カテゴリー以上を選択必修としている。

専門科目は3つの領域に分けられる。実験・調査研究の方法論や背景にある基礎的な理論を、学内外のフィールド活動なども含めて実践的に学ぶ専門科目Ⅰ群（実験調査研究法）、専門性を発展させていく上での基盤となる専門科目Ⅱ-A群（基盤科目）、さらなる専門性を磨く専門科目Ⅱ-B群（発展科目）が段階的に設置されている。これらの専門科目は、社会科学、人文科学、自然科学などで伝統的に用いられてきた「文系」「理系」の枠を越えて、多様な専門性を横断しながら受講することができる。各人の興味やキャリアに応じて、専門科目を有機的に関連づけながら、自身で目標を設定し達成を図ることが期待される。

3年次からは全員が少人数制の専門ゼミに所属する。専門ゼミと4年次の卒業研究ゼミは一体であり、指導教員の下で2年間にわたり、専門領域別の研究方略と、自ら計画して行動する特別の学修としての研究の推進を目指す。

3. アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

早稲田大学では、『学問の独立』の教育理念のもとで、一定の高い基礎学力を持ち、かつ知的好奇心が旺盛で、本学の理念である進取の精神に富む、勉学意欲の高い学生を、わが国をはじめ世界から多数迎え入れている。

とくに人間科学部は、高等学校までの文系クラス、理系クラスのいずれからでも入学可能である。これは、文系、理系という枠組みを越えた研究にもとづいて教育カリキュラムを編成しているためである。高等学校までは文系もしくは理系であった受験生が、入学後にそのまま文系、理系の科目を履修してさらに高いレベルを修めて卒業が可能である。一方で、高等学校まで文系であった者が理系に、理系であったものが文系の研究室に進むこともできる。十分な基礎学力をもちつつ、その枠にとらわれることなく広い視野をもつことが望ましい。したがって、一般入試においては文系型三科目もしくは理系型三科目のいずれかを選択して受験できるようにしている。

人間科学という学問には、よりよい社会を実現していこうとする強い意識、真摯な人間性の追求、また、何事にも恐れず新しい分野にチャレンジする精神が欠かせない。人間に対して興味と好奇心をもち、いろいろなことを吸収しようという純粋で素直な気持ちと、問題を解決しようというたくましさをもつみなさんのチャレンジを心から期待している。

III. 人間科学部の構成（学科）

1. 人間環境科学科

20世紀後半の経済成長は、科学技術の発達に支えられ、資源・エネルギーを未曾有の規模で消費する先進諸国に豊かさをもたらした。その反面、半世紀の間に60億人を超えるまでに急増した世界人口は、人間活動による環境問題を地域から地球規模へと拡大するとともに、地域・民族・国家間の格差や対立を増幅させた。

このような問題の解決には、人間の日常生活の場面から、地域社会にいたる環境の問題を的確に把握し、正しい対処の方策を構想することが必要である。それを実現するためには、なによりも、従来の環境科学の枠を超えて、人間と自然物理的環境のみならず、社会・文化的な環境との相互関係を広く理解し、その知見を環境政策にフィードバックできる人材が不可欠である。

このような観点から教育研究を行うのが人間環境科学科である。この学科は、人間活動の環境影響評価、地理的環境・構築環境・心理的環境における人間行動の理解、人間生活の動機づけと現代社会の発達課題の解明、都市と農山漁村における人間活動のあり方、地域社会における文化的アイデンティティの維持などを教育研究のテーマとし、人間環境に関する総合的な知識と課題解決能力をもつ人材を育成することを目指している。

2. 健康福祉科学科

少子高齢化が急速に進行するわが国社会において、生涯を通じて心身ともに健康で豊かな生活を実現するための課題を明らかにし、解決方法を提案していくことは極めて重要である。この学科では、さまざまな角度から人間の健康福祉を考え、身体的、精神的、社会的に、健やかで、安心して、豊かに暮らしていくための、社会システム、支援の方法、科学技術などを、総合的、多角的に学び、研究する。医学や健康科学、健康福祉に関する理工学、臨床心理学、社会的な支援を必要とする人たちのための相談援助、医療・福祉のシステムや産業など、幅広い知識の習得が可能である。また、実験や制作、ニーズや効果を測定するための調査、カウンセリングや相談援助の実技など、実践的な教育と、理論の構築能力や科学的合理的な説明能力を高めるための教育の両方が用意されている。それぞれの目標や興味にしたがって特定の分野を選び、そこを中心として、関連する分野も学ぶというように、幅広く重層的な学びを実現することができる。それによって、専門性を持ちながらも、応用範囲の広い知識、能力を身につけることができ、企業、行政などで活躍する途が拓けるとともに、専門職や研究者としても、広い視野を持って活躍することが可能となる。

3. 人間情報科学科

現代社会における情報技術の高度化は著しく、人間生活の利便性を高めているが、このような高度情報化社会が個人の生活を脅かすばかりでなく、社会の混乱と崩壊を招くリスクも懸念されている。この学科では、情報及び情報技術を、教育を含めたコミュニケーションのための手段ととらえ、教育、コミュニケーション、ヒューマン・インターフェースの領域からアプローチする。特に、認知科学、コミュニケーション科学、人間工学、教育工学、デジタルメディア表現などに重点をおき、それらに必要な知識の習得と人材育成を目指す。また、インターネット等のICT(Information and Communication Technology)を用いた遠隔教育や国際共同学習という実践的な教育研究を通じての、国際化社会に対応した人材の育成も重要な課題である。情報技術と人間の真の共生を目指した人間情報学のもとで、情報化社会における高度な問題解決能力を育成することが、本学科の目的である。

Ⅳ. 単位制、卒業必要単位数一覧、在学の年限

1. 単位制

単位制とは、一定の基準に従って個々の授業科目を履修し、それぞれの試験に合格することによって単位を取得していき、総単位数が所定数に達したとき学士の学位が与えられる制度である。単位数に関しては、早稲田大学学則抜粋を参照のこと。

本学部では基本的にセメスター制を採用している。セメスター制とは半年毎に授業が終了する二学期制（一学期あたり16週※調整期間含む）のことで、4月から始まる学期を春学期、9月から始まる学期を秋学期と呼んでいる。

さらにセメスター制と併存する形で、クォーター制を一部導入する。クォーター制はセメスター制の授業期間16週を8週ずつに二分割し、春学期（前半）（後半）、秋学期（前半）（後半）として授業を実施する。

2. 卒業必要単位数一覧

本学部では、卒業に必要な単位数を124単位と定めている。さらに3学科ともに、卒業必要単位を以下の各学科目区分に配分しているので、学生はそれぞれの科目区分において必要な単位数をすべて満たした上で、その総計が124単位を上回るように履修しなければならない。

学生所属学科	科目区分		必要単位数
人間環境科学科 健康福祉科学科 人間情報科学科	人間科学基礎科目		6 以上
	リテラシー科目	データ	8 以上
		日本語	2
		英語	6 以上
		外国語（英語以外）	4 以上
	人間科学教養科目		8 以上
	専門科目	I（実験調査研究法）	6 以上
		II-A（基盤科目）	6 以上
		II-B（発展科目）	3 2 以上
	専門ゼミ		8
	卒業研究		1 2
他箇所聴講科目		0 ～ 2 6	
卒業必要単位数			1 2 4

3. 在学の年限

本学部においては、学則第5条により、在学年数は8年を超えることができない。（転科者については、前所属学科の在学年数も含める）

なお、学士入学者の在学年数は4年、転部（2年編入）者の在学年数は6年を超えることができない。

また、入学後4年経過しても1年次における基準単位（卒業必要単位数の4分の1）を取得できない場合は、学則第45条の2第4号により退学となる。

※ 在学年数には休学・留学期間を含めない。

4. 3年卒業制度

本学部では、在学期間の特例として、大学の定める単位（卒業要件）を優秀な成績で修得したと認める場合には、3年以上4年未満の在学で卒業する「3年卒業制度」を設けている。

1) 出願資格等

3年卒業制度への出願は、1年終了時または2年終了時に受け付ける。

出願資格はつぎのとおり。

- 1年終了時：卒業算入単位を36単位以上取得していること。

1年次のGPAが3.70以上であること。

- 2年終了時：卒業算入単位を76単位以上取得していること。

2年次までのGPAが3.70以上であること。

※ GPAについての詳細は「Ⅶ－8. 成績」を参照のこと。

2) 3年卒業制度の適用

出願者について面接を行い、本制度の適用可否を決定する。定員は各学年若干名とする。1年終了時に本制度の適用を許可された者については、2年終了時に面接を行い、3年卒業に必要な水準の成績を維持しているかどうか確認する。その際、3年卒業条件を満たすことが困難と判断された場合は、本制度の適用解除を行うことがある。

3) 科目履修上の配慮

- 1年終了時に本制度の適用が許可された者は、2年次および3年次の年間登録制限単位数を各8単位増加し各49単位とする。

- 2年終了時に本制度の適用が許可された者は、3年次の年間登録制限単位数を8単位増加し49単位とする。

- 科目登録上の学年は、原則として1年加算する。
- 演習、卒業研究など科目登録に際し前提条件がある科目について、この前提条件を満たしていない場合でも、本制度の性質上やむを得ないときは登録を許可する。

4) 3年卒業の判定について

本制度の適用者について、以下の条件をすべて満たした場合に3年卒業を許可する。

- ①3年春学期までのGPAが3.50以上であること。
- ②3年終了時に、取得単位が卒業条件を満たしていること。
- ③卒業研究の評価が「A+」であること。

5) 注意事項

- 3年卒業となった場合の学費の取り扱いは、本制度の募集揭示にて周知する。
- 3年卒業ができなかった場合は、通常どおり4年以上在学して卒業することとなる。

V. 学科目配当および科目履修要領

本学部には、次の表に示す科目区分が設置されている。必要単位数、配当年次、必修／選択必修／選択の区分、および後述する各学科目の注意事項等をよく理解した上で、正しく履修すること。

なお、配当年次は「履修すべき学年」という観点で記載しているので、登録規則上は配当年次より上の学年においても履修可能となるので誤解しないこと（例：「1・2」配当科目は3年生以上も履修できる）。また、各学科目に設置される個々の科目の配当は年度により変更があり得るので、毎年度の『講義要項』や科目登録資料等を参照すること。

科目区分		卒業必要単位	配当年次	設置	必修/選択	
人間科学基礎科目		6 以上	1	学部	必修	
			2	人間環境科学科	学科必修	
				健康福祉科学科		
				人間情報科学科		
			1・2	学部	選択	
リテラシー 科目	データ	8 以上	1	学部	必修	
			2		選択	
			2・3			
	日本語	2	1	学部	必修 選択必修	
	英語	4	1	学部	必修	
			2 以上	2	学部	選択必修
			0～12	1～4	学部・学部指定	選択
	外国語 (英語以外)	4 以上	1	学部	選択必修	
			2 ・ 3		選択	
	人間科学教養科目		8 以上	1～4	学部	選択必修 選択
専門科目	I(実験調査研究法)	6 以上	1・2	学部・学科	選択必修	
	Ⅱ-A(基盤科目)	6 以上				
	Ⅱ-B(発展科目)	32 以上	1～4			
専門ゼミ		8	3	各学科	必修	
卒業研究	卒業研究ゼミ	12	4	学部	必修	
	卒業研究					
他箇所聴講科目		0 以上	1～4			
卒業に必要な総単位数 ※		124 以上				

※ 科目の中には登録制限単位に関わらず登録できる一方で、卒業単位には算入されない科目がある。これを自由科目という。

1. 学科目の配当と注意事項

1) 人間科学基礎科目

人間科学部の学生として、入学直後に必要な知識と学びへの姿勢を学ぶ導入科目と、人間科学および人間環境科学・健康福祉科学・人間情報科学への理解を深める基礎科目からなる科目群である。

科目名	必修/選択	配当年次・学期	単位
スタディスキル	必修	1・春	1
学生生活とセルフマネジメント		1・春	1
基礎ゼミ		1・春	2
人間科学概論		1・秋	1
人間環境科学概論	学科必修	2・春	1
健康福祉科学概論	学科必修	2・春	1
人間情報科学概論	学科必修	2・春	1
人間科学のための線形代数・解析 人間科学のための力学・電磁気学 人間科学のための基礎化学 人間科学のための生命科学	選択	1・2	各2

2) リテラシー科目

専門科目を学ぶにあたり必要なスキルの修得を主眼とし、おもに1・2年次教育において共通基礎力の養成を担う科目群である。

科目区分	科目名	必修/選択	配当年次・学期	単位
データ	データリテラシーⅠ	必修	1・春	2
	データリテラシーⅡ		1・秋	4
	データリテラシーⅢ	必修	2・春	2
	多変量解析 実験計画法 SEM（統計的因果分析） 実験計画法（応用）	選択	2・3	各2
日本語	学術的文章の作成	必修	1・秋	1
	日本語と日本文化01～05	選択必修	1・秋	1

科目区分	科目名	必修/選択	配当年次・学期	単位
英語	Current Topics I	必修	1・春	1
	Current Topics II		1・秋	1
	Tutorial English	必修	1・春/秋	2
	Academic Reading Academic Writing Academic Listening Oral Presentation	選択必修	2	各 2
	英文学講読 米文学講読 米文学史 ほか	選択	1～4	各 2
外国語 (英語以外)	ドイツ語基礎 I	選択必修 ※	1・春	1
	ドイツ語基礎 II		1・秋	1
	ドイツ語会話入門 I		1・春	1
	ドイツ語会話入門 II		1・秋	1
	フランス語基礎 I		1・春	1
	フランス語基礎 II		1・秋	1
	フランス語会話入門 I		1・春	1
	フランス語会話入門 II		1・秋	1
	中国語基礎 I		1・春	1
	中国語基礎 II		1・秋	1
	中国語会話入門 I		1・春	1
	中国語会話入門 II		1・秋	1
	スペイン語基礎 I		1・春	1
	スペイン語基礎 II		1・秋	1
	スペイン語会話入門 I		1・春	1
	スペイン語会話入門 II		1・秋	1

科目区分	科目名	必修/ 選択	配当年次	単位
外国語 (英語以外)	ドイツ語圏の社会と言語Ⅰ・Ⅱ ドイツ語コミュニケーションⅠ・Ⅱ ドイツ語圏社会文化論Ⅰ・Ⅱ フランス語圏の社会と言語Ⅰ・Ⅱ フランス語コミュニケーションⅠ・Ⅱ フランス語圏社会文化論Ⅰ・Ⅱ 中国語圏の社会と言語Ⅰ・Ⅱ 中国語コミュニケーションⅠ・Ⅱ 中国語圏社会文化論Ⅰ・Ⅱ スペイン語圏の社会と言語Ⅰ・Ⅱ スペイン語コミュニケーションⅠ・Ⅱ スペイン語圏社会文化論Ⅰ・Ⅱ	選択	2～4	各2

※ 英語以外の外国語科目で入学時に指定していない1年次選択必修科目（指定した科目と異なる外国語）については、指定した外国語の1年次選択必修科目を全て履修済みの場合、2年次以上で選択履修することもできる。

Tutorial English

英語を選択した場合、1年次に必修として Tutorial English が自動登録される。授業内容は、少人数クラス（4名以下）の授業（週2回）によって、英語コミュニケーション能力を養成するものである。指導は英会話指導に堪能なチューターが行う。

外国語授業免除制度

<英語>

TOEFL (PBT)551以上、TOEFL(iBT)80以上、またはTOEIC 730以上の得点をあげた者には、1年次の必修の英語の授業を免除しA+を与える。2年次の選択必修科目については授業免除されないで、かならず1科目以上の上級クラスを履修すること。詳細については、所沢総合事務センターに問い合わせること。

<ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語>

ドイツ語技能検定試験（ドイツ語履修者対象）、実用フランス語技能検定試験（フランス語履修者対象）、中国語検定試験（中国語履修者対象）の各3級以上に合格した者、スペイン語技能検定試験（スペイン語履修者対象）の4級以上に合格したもの、およびこれらに準

ずる資格検定試験合格者には、1年次の必修の履修外国語の授業を免除し、その時点以後の未履修の履修外国語の成績にA+を与える。詳細については、所沢総合事務センターに問い合わせること。

3) 人間科学教養科目

人間および「人間科学」を理解するための基盤形成を担い、専門分野を超えて共通に求められる知識や思考法などの知的な技法の獲得、および人間としての在り方や生き方に関する深い洞察を導く科目群である。

この科目群は、A～Gのカテゴリーとその他に区分され、そのうち、A.人間学に属する科目を必ず1科目以上履修し、さらにB～Gのカテゴリー（その他は含まない）から3つ選んで各カテゴリー1科目以上、計4科目以上を履修しなければならない。

カテゴリー	科目名	必修/選択	配当年次	単位
A. 人間学	講義要項参照	必修	1 ～ 4	各 2
B. 科学論		選択必修		
C. 論理的・数理的思考				
D. 言語				
E. システム				
F. デザイン				
G. 倫理と共生				
その他	体育実技A 体育実技B 体育実技C 体育実技D	選択	1 ～ 4	各 2

4) 専門科目

「専門ゼミ」での演習および「卒業研究」の作成に必要な専門性の基礎、および専門分野で先端的な研究成果やインターディシプリナリー（分野横断的）な研究成果を学ぶ科目群である。

○専門科目 I（実験調査研究法）群は、主として（ディプロマ・ポリシーに示されている獲得を目指す中核的な能力の「B. 方法論・専門性」の基礎知識・能力の獲得に関して）専門科目のうちゼミに進む前に基本として身につけて欲しい研究調査の方法論を、実験・実習・演習等の形式により実践的に学ぶ科目である。おもに1・2年次において、学際性・多様性を担保する科目履修方法に基づき選択必修とする。

○専門科目 II-A（基盤科目）群は、人間科学部が擁するさまざまな専門性を理解する上で、その初段階としての「ミニマム・エッセンス」を講義形式で学ぶ科目である。おもに1・

2 年次において、学際性・多様性を担保する科目履修方法に基づき選択必修とする。

○専門科目 II-B (発展科目) 群は、人間科学部が擁するさまざまな専門性についてのより高度で個別的な内容や、インターディシプリナリー（分野横断的）な研究内容を講義形式で学ぶ科目である。

科目区分	科目名	必修/選択	配当年次	単位
I (実験調査研究法)	講義要項参照	選択必修	1・2	別表参照
II-A (基盤科目)				各 2
II-B (発展科目)			1～4	

5) 専門ゼミ

専門ゼミは、3 年次の「専門ゼミ I・II」（春学期・秋学期）が必修であり、そこで学んだ知識や研究調査法を「卒業研究」に結実させるための場である。したがってゼミでは、いままですら幅広く学んだ基礎知識をもとに「人間」に関連する諸現象についての、深い問題意識と高い専門性、積極的な参加姿勢が要求される。

科目名	必修/選択	配当年次	単位
専門ゼミ I	必修	3	4
専門ゼミ II			4

6) 卒業研究

卒業研究は必修であり、指導教員の指導の下で行う。

ただし、卒業研究を履修するには、原則として専門ゼミ II を前年度までに履修済で、その年度に卒業できる条件（8 3 単位以上）を満たしていなければならない。また 3 科目 1 2 単位を必ず履修しなければならない。

科目区分	科目名	必修/選択	配当年次	単位
卒業研究ゼミ	卒業研究ゼミ I	必修	4	2
	卒業研究ゼミ II			2
卒業研究	卒業研究	必修	4	8

※「卒業研究ゼミ I・II」は、「卒業研究」の単位を取得したと同時に単位が認められる。

7) 他箇所設置科目

他箇所に設置されている科目の単位は、原則として他箇所聴講科目の単位として卒業単位に算入する。算入単位数には上限があり、2 6 単位までとなっている。また、科目登録時に自由科目とすることも選択できる。

他箇所聴講科目の単位は、本学部設置の学科目区分には属さない単位であるため、前述 1)～6) の必要単位を充当する科目とはならないので注意すること。

また、次の他箇所設置科目は卒業単位には算入できない。

- ・科目設置学部で卒業算入単位として扱われていない科目（自由科目等）
- ・教職科目など、資格に関する科目

なお、科目設置箇所ごとの注意事項は、さらに後述の「科目履修の方法」や毎年各箇所で開催される「科目登録の手引き」等で詳細を確認すること。

8) 自由科目

科目の中には登録制限単位に関わらず登録できる一方で、卒業単位には算入されない科目がある。これを自由科目という。とくに、社会福祉士および社会調査士の資格取得をめざす学生は、関連科目の一部に自由科目があるので注意すること。

2. 科目履修の方法

1) 登録制限単位数

各年度の登録単位数は、41 単位以内でなければならない。また、各学期の登録単位数は 24 単位以内でなければならない。ただし、自由科目（卒業単位に算入しない科目）は登録制限単位に含めないものとする。

2) 単位履修基準表

本学部における卒業に必要な単位の各学年・学期における履修基準は、次の表のとおりである。この基準は、学生の学習能力を比較的均等に活用し、また円滑に「専門ゼミ」の登録および「卒業研究」の作成が進むよう、一定の配慮に基づいて決められている。したがって、選択必修／選択科目の登録・履修にあたっては、この基準表に示す各学年・学期において学科目の種別ごとに推奨される基準単位数を十分に参考とした上で臨むこと。

単位履修基準表

学年・学期		配当年次・学期に特に定めのある 必修科目・選択必修科目		選択必修科目			選 択 科 目	履 修 基 準 注1	制 限 単 位 数	
		科目名(単位)	計	人間科学 教養科目	専門科目					
					I	II-A				II-B
4年		卒業研究(8) 卒業研究ゼミI・II(各2)	12				8	必要 に 応 じ て 適 切 な 時 期 に 履 修 す る 注2	20	41
3年		専門ゼミ	8				26		34	41
2年	秋	—	—	2			12		35	41
	春/秋	Academic系英語(2)	2							
	春	データリテラシーIII(2) 各学科概論(1)	3	2	2	2	10			
1年	秋	Current Topics II(1), 初習外国語基礎II(1), 初習外国語会話入門II(1), 学術的文章の作成(1), 日本語と日本文化A-E(1), データリテラシーII(4), 人間科学概論(1)	10	2	2	2	2	35	41	
	春/秋	Tutorial English(2)	2							
	春	Current Topics I(1), 初習外国語基礎I(1), 初習外国語会話入門I(1), データリテラシーI(2), スタディスキル(1), 学生生活とセルフマネ ジメント(1), 基礎ゼミ(2)	9	2		2				
履修基準 注1			46	8	6	6	32 以上 注3	—	計 124	

注1：履修基準は卒業に必要な最小単位数に基づくものであり、それぞれの欄に示した単位数以上を取得できるよう、各学年で制限単位数に近い登録を行うことが望ましい。

注2：選択科目には、他箇所聴講科目等（最大26単位まで卒業単位に算入できる）を含む。

注3：専門科目II-Bは、32単位以上履修しなければならない。各学年・学期に示した基準単位数（合計58単位）は、選択科目を履修しない場合のII-Bの基準である。したがって、選択科目の履修状況に応じ、32単位以上の履修を条件として柔軟に調整してよい。

3）一般入学者以外の科目履修

（1）外国学生の「日本語」履修

外国学生の、リテラシー科目における「外国語（英語以外）」は「日本語」とし、日本語教育研究センター設置の日本語科目4単位を必修とする。

日本語科目の登録は、日本語教育研究センターで行い、授業も原則として早稲田キャンパスで行われる。

（2）学士入学者、転部（2年編入）者の履修

詳細については別途要項で定める。

4）休学および留学からの復学者の科目履修

- （1）卒業に必要な単位数およびその内訳は、入学した年度の規定による。したがって、入学した年度の単位履修基準表により必要な科目および単位を履修すること。
- （2）休学から復学した者の科目履修上の学年は、入学年度より計算した学年から休学期間を差し引いた学年とする。
- （3）留学から復学し、留学時に取得した単位が早稲田大学の単位として単位認定された者の科目履修上の学年は、入学年度より計算した学年どおりに変更することができる。（単位認定により留学期間を含めて通算4年間で卒業する場合への配慮から）

5）履修可能な他箇所設置科目および提供機関

1．オープン科目

早稲田大学には、学部・学年を問わず全学生が履修できる科目が数多くある。これらの科目を総称して「オープン科目」という。オープン科目には、オープン教育センターから提供する科目のほかに、学部、研究科や各センター、他大学から多彩な科目が提供されている。

学生は、所属学部独自のカリキュラムに加えて「オープン科目」を選択履修し、修得した単位を所属学部の規定にしたがって卒業単位に算入することができる。所属学部の授業と学部の垣根を越えた総合大学ならではのスケールで学ぶことのできるオープン科目を上手に組み合わせて、自分の社会をひろげ、学ぶことの楽しさを実感してもらいたい。

オープン科目の種類と内容の確認方法

項目 科目設置箇所		科目、講義内容、科目登録概要を確認する	単位の取扱を確認する	授業・試験方法を確認する
1	学部・研究科 (約800科目クラス)	・科目設置箇所のWebページ ・シラバスシステム(Web) ・「オープン科目履修ガイド」 で確認できる。	所属学部が発行する「学部要項」および「科目登録の手引き」、マニュアル等で確認できる。	科目設置箇所のWebページまたは掲示板で確認できる。
2	オープン教育センター (約1,800科目クラス)			
3	メディアネットワークセンター (約170科目クラス)			
4	日本語教育研究センター (約30科目クラス)			
5	留学センター (約70科目クラス)			
6	協定他大学 (2年生以上対象) (約1,100科目クラス)	オープン教育センターWebページおよび他大学交流システム(*1)で確認できる。		科目を提供している大学のWebページ(*2)から確認できる。

*1...協定他大学提供科目を検索、登録するためのサイトである。アクセス方法は、「オープン科目履修ガイド」で確認できる。

*2...各大学ホームページURLは、「オープン科目履修ガイド」で確認できる。

2. 学部・研究科以外のオープン科目提供機関

2.1 オープン教育センター（URL： <http://open-waseda.jp/>）

オープン教育センターは、学生が所属学部で学ぶ専門・専攻とは全く異なる分野を学習できる多種多様な科目を展開し、全学部の学生が共通に履修できる科目を実現・提供している。

社会連携講座（時代をリードする著名なゲストを招聘する科目）、企業の方（プロフェッショナル）を講師に迎えて行うワークショップ、テーマカレッジ（ゼミ形式で深く分野を掘り下げる学部横断型ゼミナール）、Tutorial English・チュートリアル中国語、Cross-Cultural Distance Learning(CCDL)（テレビ会議システムにより、海外の大学とリアルタイムに交流することで異文化理解を深めることができる）や早稲田大学以外では学ぶ機会の少ない言語科目、文科系学生を対象とした自然科学プログラム、多数の特色あるスポーツ実習等を設置している。また、主専攻に加え「第二の強み」を獲得することができる「全学共通副専攻」を25コース設置している。

2.2 メディアネットワークセンター（URL : <http://www.waseda.jp/mnc/index-j.html>）

メディアネットワークセンター（MNC）は、高度情報化社会に対応した研究・教育、情報環境の整備等を行うことを目的とした学部とは独立した組織であり、情報に関する科目を全学に提供している。

代表的な科目として、大学で学問を学ぶ上で最低限必要な共通の知識や作法を、コンピュータやネットワークなどの情報環境を活用して身につけることを目的とする科目「早稲田大学情報環境の活用（アカデミックリテラシー）」や、文科系学生のために情報科学の基礎部分を扱う科目「情報科学の基礎」、ネットワークの設計・構築・検証を行う専門的・実務的な科目「ネットワーク技術」などのさまざまな情報関連科目を設置している。

なお、「全学共通副専攻」の「ソフトウェア学」「データ解析」はMNC科目を中心に構成されている。

2.3 日本語教育研究センター（URL : <http://www.waseda.jp/cjl/>）

早稲田大学に在籍している外国人留学生数は約4,000名、そのうち約2,000名が日本語科目を履修している。日本語教育研究センターは、全学の外国人留学生を対象に「日本語科目」を開講し、また主に日本人学生を対象とした日本語教育に関する「オープン科目（全学共通副専攻指定科目）」を開講している。

日本語教育に関する「オープン科目（全学共通副専攻指定科目）」では、日本語教育学を幅広く体系的に学びつつ、日本語を教えるとはどのようなことなのかを学ぶことができる。海外留学、異文化コミュニケーション、国際交流、ことば、日本語、日本語教育に関心のある学生は、はじめに日本語教育学を幅広くわかりやすく学習できる「日本語教育学入門」を履修することを推奨する。

また一方で、全学の外国人留学生を対象に「日本語科目」を開講している。こちらは、上記のURLから確認すること。日本語科目登録の手引きおよび講義要項は22号館4階事務所で手に入れることも、上記のURLからPDF版を参照することも可能である。更に2012年度から、外国人留学生を対象に短期日本語集中科目も提供している。4学期制（春、夏、秋、冬）となっており、6週間（夏学期に開講される技能型科目のみ3週間）で集中的に日本語を学ぶ科目が開講されている。

★日本人学生を対象に「日本語授業ボランティア」も募集しており、約450名の早大生が留学生の日本語学習パートナーとして活躍している。興味のある学生は、上記URLを確認すること。

2.4 留学センター（URL : <http://www.waseda.jp/cie/index-j.html>）

留学センターは、海外からの留学生受入れや早大生の海外留学派遣支援はもちろん、国際教育プログラムの実施拠点として、国内外に科目を設置している。英語や中国語で行われる科目、留学プログラムと連動し留学先で履修できる科目、語学学習・テーマ研究・異文化体験を中心とした短期留学科目のほか、世界トップ大学の学生と共同で実施

する高度なリサーチセミナー科目など、留学センター独自の多彩な科目を学部生に提供している。

また、これらの科目の多くは2012年度に新設した全学共通副専攻の「グローバル・リーダーシップ学」の対象科目であり、今後の国際社会で必要とされるリーダーシップの素養を身につけることを目標としている。これらをバネに、10～15名選考されるグローバル・リーダーシップ・フェローズ・プログラム（GLFP）にもぜひ挑戦してほしい。

（URL：<http://www.cie-waseda.jp/glp/>）

なお、短期留学については2013年度より春季および夏季の両方が科目登録の対象となる。この制度により、長期留学が難しい学生にも、短期海外経験を積みかつ単位を取得できる機会を提供している。

3. 協定他大学提供科目（URL：<http://open-waseda.jp/gakubu/syllabus/>）

早稲田大学と協定を結んでいる他大学と互いに科目を提供しあっている。早稲田大学には設置されていない各大学特有の科目も多くラインナップされており、登録の選択肢も広がるであろう。他大学提供科目も所属学部のルールに従い卒業単位に算入することが可能で、2年生以上の方が履修可能（一部、一年生も履修可能）である。

オープン科目	学部および研究科提供科目	
	オープン教育センター提供科目	講義科目
		テーマカレッジ演習科目
		Tutorial Englishと実践的な英語科目群
		言語科目（英語以外）
		保健体育科目
		インターンシップ科目
		協定他大学提供科目（2年生以上）
		f-Campus加盟大学提供科目
		東京女子医科大学提供科目
		武蔵野美術大学提供科目
		東京家政大学提供科目
		京都地域大学・短期大学提供科目
		九州大学提供科目
	メディアネットワークセンター提供科目	
	日本語教育研究センター提供科目	
	留学センター提供科目	

VI. 資格取得に関する履修要領

1. 教員免許状の取得

人間科学部では、以下の教員免許の取得が可能である。

- 人間環境科学科：中学校教諭 1 種免許状（社会）
高等学校教諭 1 種免許状（地理歴史）
高等学校教諭 1 種免許状（公民）
- 健康福祉科学科：高等学校教諭 1 種免許状（福祉）
- 人間情報科学科：中学校教諭 1 種免許状（英語）
高等学校教諭 1 種免許状（英語）
高等学校教諭 1 種免許状（情報）

当学部で上記の教員免許状の取得を希望するものは、次の表の各区分ごとの必要単位数を取得しなければならない。

※1：中学校教諭の免許取得のためには、次の表の要件に加えて7日以上の介護等の体験が必要である。介護等の体験に関する詳細は、教育学部教職課程が毎年発行する「教職課程履修の手引き」の「介護等体験」に関するページを参照すること。（介護等体験の事前登録は実施年度の前年度11月下旬～12月初旬に実施されるので、掲示板・所沢総合事務センター連絡Webページ・Waseda-netポータルの情報に注意すること。）

※2：教員免許状の申請には、卒業年次に大学が取りまとめ窓口となって申請する「一括申請」と、学生個人が居住地の都道府県教育委員会へ直接申請する「個人申請」の2種類がある。一括申請手続については掲示にて周知するが、個人申請を行う場合の申請方法等は各教育委員会へ問い合わせること。

教員免許の取得に必要な単位数

区分	必要単位数		履 修 方 法
基礎資格	---		学士の学位を有すること
日本国憲法	2		当学部設置の「憲法」で充当される
体育	2		次の①または②の履修方法による。 ①当学部設置の「体育実技 A～D」を履修 ②オープン教育センター設置の 「スポーツ実習Ⅰ（1単位）」 「スポーツ実習Ⅰ（2単位）」 「スポーツ実習Ⅱ（1単位）」 「スポーツ実習Ⅱ（2単位）」 上記科目から2単位以上修得することで充当される。（注1）
外国語コミュニケーション	2		学部指定科目 Current TopicsⅠ、Ⅱ、必修Tutorial English、外国語基礎Ⅰ、Ⅱ、外国語会話入門Ⅰ、Ⅱのいずれかで充当される
情報機器の操作	2		学部指定科目「データリテラシーⅠ」で充当される
教職に関する科目	全体で 59	中学 32以上 高校 26以上	教育学部に設置（次ページ以降参照）
教科に関する科目		20以上 (免許ごとに異なる)	人間科学部に設置され、免許ごとに対象科目と最低必要単位数が異なる（次ページ以降参照）
教科又は教職に関する科目		中学 2以上 高校 0以上	教育学部と人間科学部に設置（次ページ以降参照）

注1：「スポーツ実習Ⅰ（2単位）」「スポーツ実習Ⅰ（2単位）」「スポーツ実習Ⅱ（1単位）」「スポーツ実習Ⅱ（2単位）」はオープン教育センターWebサイト（大学のトップページ→学部・大学院等→附属機関の中のオープン教育センター→学部学生の方→科目一覧→オープン教育センター提供科目）に保健体育科目として掲載されている科目から対応する単位数の科目を選択し履修する。

教職に関する科目（教育学部発行の『教職課程履修の手引き』も参照すること）

教育職員免許法施行規則に定められている科目		左記に該当する設置科目（注１）	単位	配当年次	履修方法（注１）
		教育学部設置科目			
教職の意義等に関する科目		教職概論（小・中・高） 教職概論（中・高）	2	1～2	必修
教育の基礎理論に関する科目		教育基礎総論１（小・中・高） 教育基礎総論２（小・中・高）	4	1～2	
		教育心理学（小・中・高）	2	1～2	
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	教育課程編成論（中・高）	1	2～3	
	各教科の指導法	教科教育法１（注２） 教科教育法２（注２）	計４	2～3	
		教科教育法３（注２）	2	2～3	
	道徳の指導法	道徳教育論（中・高）	2	1～3	必修
	特別活動の指導法	特別活動論（中・高）	2	1～3	
	教育の方法及び技術	教育方法研究（中・高）	2	2～3	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		生徒指導・進路指導論（中・高）	2	1～4	必修
		生徒理解と教育相談（中・高）	2	1～4	
教職実践演習		教職実践演習（中・高）	2	4	
教育実習（注４）		教育実習演習（３週間）（注３）	5	4	
		教育実習演習（２週間）（注３）	3		
必須単位合計			中学３２	高校２６	

「・・・（中・高）」と「・・・（小・中・高）」との科目名の違いは、前者は中高の免許状にのみ使える科目、後者は中高に加え小学校の免許状にも使える科目になる。どちらの科目を履修しても中学・高校の免許状取得のためには問題はない。しかし小学校の免許を取得したい場合は卒業後に小学校の免許状を取得できる大学の学部学科等で不足する科目の単位を修得する必要がある。

注１：履修方法の欄において「必修」となっている科目の単位を満たすように教育学部設置の科目を修得すること。なお、教科教育法３、道徳教育論（中・高）、教育実習演習（３週間）の単位は中学免許取得者のみ必修となる。

注２：免許によって必修の教科教育法が異なる。下記表を参照のこと。

取得免許の 教科	必修科目
	教育学部設置
社会	社会科教育法 1
	社会科教育法 2
	社会科教育法 3
地理歴史	地理歴史科教育法 1
	地理歴史科教育法 2
公民	公民科教育法 1
	公民科教育法 2
福祉	福祉科教育法 1
	福祉科教育法 2
情報	情報科教育法 1
	情報科教育法 2
英語	英語科教育法 1 ※1
	英語科教育法 2 ※1
	英語科教育法 3 ※1

※1 英語科教育法 1、英語科教育法 2、英語科教育法 3 を履修する場合、次の条件のうちいずれかを満たしていることが必要となる。

<履修条件> ※原則、WeTECの点数で条件をクリアすることが望ましい。

- ・ We T E C 6 0 0 点以上
- ・ T O E I C 5 5 5 点以上

初回授業の際に担当教員がスコアの提出を求めますので、WeTECについてはWaseda-netポータルからプリントアウトしたものを、TOEICについては証明書のスコアをコピーしたものを提出すること。提出しない場合や、スコアが条件を満たしていない場合、科目が取り消される。（取り消しに伴う他の科目の追加登録は不可）

注 3：取得する免許の種類により必修の教育実習演習が異なる。下記表を参照のこと。

取得免許の種類	必修科目	単位
中学のみ	教育実習演習（3週間）	5
高校のみ	教育実習演習（2週間）	3
中学高校両方	教育実習演習（3週間）	5

注 4：教育実習を行うためには以下の要件をすべて満たしていることが必要である（1つでも満たしていない場合は教育実習を行うことはできない）。手続の日程等の詳細に関しては教育学部から発行される「教職課程履修の手引き」の「教育実習」に関するページを参照すること。

- ①教育実習前年度の教育実習ガイダンスに出席していること。
- ②教育実習前年度にWaseda-netポータルによる『教育実習情報事前登録』を期限内に完了して

いること。

③教育実習前年度までに以下の科目を修得済みであること。

- ・「教職概論」
- ・「教育基礎総論 1」「教育基礎総論 2」
- ・「教育心理学」
- ・「教育課程編成論」
- ・「教科教育法 1」「教科教育法 2」
- ・「教育方法研究」

④教育実習前年度までに「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」の4つの区分のうち、2つ以上の区分における必要単位を修得済であること。

⑤教育実習を行う教科の「教科に関する科目」（次ページ以降参照）のうち、16単位以上を教育実習前年度までに修得済であること。

⑥教育実習実施年度中に教員免許状取得に必要なすべての科目を修得見込であること。

⑦教育実習実施年度に「卒業見込」であり、「教育実習演習」を科目登録していること。

教科又は教職に関する科目（全教科共通）

(○印は 必修科目)		該当する設置科目 ^{注1}	単位	履修方法
高等学校 免許	中学校 免許			
	○	○介護体験実習講義 ^{注2} （教育学部設置） 教職研究Ⅵ、Ⅶ（教育学部設置） 人間理解基盤講座（教育学部設置） 中等国語科インターンシップ（教育学部設置） 教育インターンシップ（教育学部設置） 初等教育インターンシップ（教育学部設置） 国語科授業技術演習（教育学部設置） インストラクショナルデザイン 遠隔学習支援論 教育測定論 教育評価論 教授学習の心理学 教育メディア科学	2 各2 2 2 4 4 2 2 2 2 2 2	必修を含め「教科に関する科目」および「教職に関する科目」との合計単位数が59単位以上となるように選択履修

注1：科目名の後ろに特に記載がないものはすべて人間科学部設置

注2：介護体験実習講義の履修希望者は教育学部発行の「教職課程履修の手引き」の「介護等体験」に関するページも確認すること

1) 人間環境科学科

教科に関する科目（社会：人間環境科学科）

免許法施行規則に定める科目	左記に該当する人間科学部設置科目 (○印は必修科目)	単位	履修方法	
日本史及び外国史	○日本史 A ○日本史 B 歴史学 考古学 ○中国史 ○オリエント史 ○地中海史 ○ヨーロッパ中世史 ドイツ近現代史 史学方法論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	必修を含め 12 単位以上履修	
地理学(地誌を含む。)	○基礎地形学 ○基礎気候学 ○人文地理学 A ○人文地理学 B ○地理学基礎実習 ○世界地誌学	2 2 2 2 2 2		
「法学、政治学」	法学 政治学	2 2	1 科目選択必修	
「社会学、経済学」	○経済学 都市社会学 労働社会学 人口社会学 アジア地域研究 イスラーム社会論 文化人類学 家族社会学 社会開発論 環境社会学	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	必修を含め 2 単位以上履修	
「哲学、倫理学、宗教学」	宗教学 倫理学 哲学 心理学概論	2 2 2 2		
	芸術・技術の哲学	2		
当学部での必須単位合計		30		

教科に関する科目（地理歴史：人間環境科学科）

免許法施行規則に定める科目	左記に該当する人間科学部設置科目 （○印は必修科目）	単位	履修方法
日本史	○日本史 A ○日本史 B 歴史学 考古学	2 2 2 2	必修を含め 4 単位以上履修
外国史	○中国史 ○オリエント史 ○地中海史 ○ヨーロッパ中世史 ドイツ近現代史 史学方法論	2 2 2 2 2 2	必修を含め 8 単位以上履修
人文地理学及び自然地理学	○基礎地形学 ○基礎気候学 ○人文地理学 A ○人文地理学 B	2 2 2 2	すべて履修
地誌	○地理学基礎実習 ○世界地誌学	2 2	すべて履修
当学部での必須単位合計		24	

教科に関する科目（公民：人間環境科学科）

免許法施行規則に定める科目	左記に該当する人間科学部設置科目 （○印は必修科目）	単位	履修方法	
「法学(国際法を含む。)、 政治学(国際政治を含む。)」	法学 政治学	2 2	1 科目選択必修	
「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	○経済学 都市社会学 労働社会学 人口社会学 アジア地域研究 イスラーム社会論 文化人類学 家族社会学 社会開発論 環境社会学	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	必修を含め 2 単位以上履修	
「哲学、倫理学、宗教学、 心理学」	宗教学	2	1 科目選 択必修	選択必修 を含め 2 単位以上 履修
	倫理学	2		
	哲学	2		
	心理学概論	2		
	芸術・技術の哲学	2		
	発達行動学	2		
	発達心理学	2		
当学部での必須単位合計		20		

2) 健康福祉科学科

教科に関する科目（福祉：健康福祉科学科）

免許法施行規則に定める科目	左記に該当する人間科学部設置科目 (○印は必修科目)	単位	履修方法
社会福祉学(職業指導を含む。)	○現代社会と福祉 社会福祉概論 健康福祉産業論 社会保障論Ⅰ 社会保障論Ⅱ 地域福祉論Ⅰ 地域福祉論Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2	必修を含め2単位以上履修
高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉	○老年学 ○子ども家庭福祉論 ○障害者福祉論 子どもの健康福祉学	2 2 2 2	必修を含め6単位以上履修
社会福祉援助技術	○社会福祉援助技術総論Ⅰ ○社会福祉援助技術総論Ⅱ ソーシャルワーク論Ⅰ ソーシャルワーク論Ⅱ 公的扶助論	2 2 2 2 2	必修を含め4単位以上履修
介護理論及び介護技術	○介護学概論 医療福祉工学	2 2	必修を含め2単位以上履修
社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)	○社会福祉演習Ⅰ ○社会福祉現場実習(注) 社会福祉演習Ⅱ	2 4 2	必修を含め6単位以上履修
人体構造及び日常生活行動に関する理解	○健康福祉医学概論	2	すべて履修
加齢及び障害に関する理解	○エイジング・障害福祉学概論	2	すべて履修
当学部での必須単位合計		24	

注：別途実習料が必要。（参考：2012年度現在 40,000円）

3) 人間情報科学科

教科に関する科目（英語：人間情報科学科）

免許法施行規則に定める科目	左記に該当する設置科目 (○印は必修科目)	単位	履修方法
英語学	○英語学 Introduction to Sociolinguistics 専門ゼミ I (Linguistics and Language Studies) 専門ゼミ II (Linguistics and Language Studies)	2 2 4 4	必修を含め 2 単位 以上履修
英米文学	○米文学史 ○英文学講読 米文学講読	2 2 2	必修を含め 4 単位 以上履修
英語コミュニケーション	○Oral Presentation ○Academic Reading ○Academic Listening ○Academic Writing Current Topics I Current Topics II The Developing Adult 専門ゼミ I (Educational Communication) 専門ゼミ II (Educational Communication) 専門ゼミ I (情報コミュニケーション技術) 専門ゼミ II (情報コミュニケーション技術)	2 2 2 2 1 1 2 4 4 4 4	必修を含め 8 単位 以上履修
異文化理解	○英語圏文化概論 Intercultural Communication 非言語行動論	2 2 2	必修を含め 2 単位 以上履修
当学部での必須単位合計		20	

教科に関する科目（情報：人間情報科学科）

免許法施行規則に定める科目	左記に該当する設置科目 ^注 (○印は必修科目)	単位	履修方法
情報社会及び情報倫理	○情報社会及び情報倫理 情報と人間	2 2	必修を含め2単位以上履修
コンピュータ及び情報処理 (実習を含む。)	○プログラミング入門 (Java言語) プログラミング入門 (C言語) プログラミング入門 (Perl言語) プログラミング上級 (Java言語) プログラミング上級 (C言語) プログラミング上級 (モバイルプログラミング) プログラミング上級 (Python言語) コンピュータハードウェア アルゴリズムとデータ構造	2 2 2 2 2 2 2 2 2	必修を含め2単位以上履修
情報システム (実習を含む。)	○情報科学研究法 データベース ウェブ検索	2 2 2	必修を含め2単位以上履修
情報通信ネットワーク (実習を含む。)	△情報通信ネットワーク ▲ネットワーク技術Ⅰ (MNC設置) ▲ネットワーク技術Ⅱ (MNC設置) ネットワーク技術中級 (MNC設置)	2 2 2 2	△を含め2単位以上または ▲を含め4単位以上履修
マルチメディア表現及び技術 (実習を含む。)	○ウェブデザイン入門 ウェブデザイン上級 Media Production Studies マルチメディア	2 2 2 2	必修を含め2単位以上履修
情報と職業	○情報社会におけるキャリアデザイン	2	1科目必修
当学部での必須単位合計		20	

注：科目名の後ろに特に記載がないものはすべて人間科学部設置

2. その他の資格

1) 社会福祉士となる資格を取得するには（健康福祉科学科在籍者のみ取得可）

社会福祉士とは、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により、日常生活を営むのに支障がある者の福祉の相談に応じ、助言、指導、その他の援助を行う（社会福祉士及び介護福祉士法第2条）ものを指す。

社会福祉士となる資格を得るには、当学部の健康福祉科学科に所属し、当学部の人間環境科学科及び健康福祉科学科において設置されている厚生労働省指定科目（表1）のすべてを履修して卒業し、社会福祉士国家試験に合格する必要がある。なお、国家試験は、卒業直前の1月に実施され、受験願書は前年の10月に提出するのが通例となっている。社会福祉士国家試験受験には、大学が発行する指定科目履修に関する証明書が必要となる。国家試験受験の手続きに関しては、社会福祉実習指導室（101号館105号室 Tel 04-2947-6857）に問い合わせること。

表1 社会福祉士

厚生労働省指定科目	人間科学部設置該当科目
人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち1科目	人体の構造と機能及び疾病、心理学概論、社会学 ^{注1} のうちいずれか1科目
現代社会と福祉	現代社会と福祉 社会福祉概論
社会調査の基礎	社会調査論 ^{注1}
相談援助の基礎と専門職	社会福祉援助技術総論Ⅰ 社会福祉援助技術総論Ⅱ
相談援助技術の理論と方法	ソーシャルワーク論Ⅰ ソーシャルワーク論Ⅱ ソーシャルワーク論Ⅲ ソーシャルワーク論Ⅳ
地域福祉の理論と方法	地域福祉論Ⅰ 地域福祉論Ⅱ
福祉行財政と福祉計画	福祉行財政と福祉計画
福祉サービスの組織と経営	福祉サービスの組織と経営 ^{注2}
社会保障	社会保障論Ⅰ 社会保障論Ⅱ

高齢者に対する支援と介護保険制度	老年学 介護学概論
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉論
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	子ども家庭福祉論
低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助論
保健医療サービス	保健福祉制度
就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度、更生保護制度のうち1科目	就労支援及び更生保護、権利擁護と成年後見制度 ^{注2} のいずれか1科目
相談援助演習	社会福祉演習Ⅰ 社会福祉演習Ⅱ 社会福祉演習Ⅲ 社会福祉演習Ⅳ 社会福祉演習Ⅴ
相談援助実習指導	社会福祉現場実習指導Ⅰ 社会福祉現場実習指導Ⅱ 社会福祉現場実習指導Ⅲ
相談援助実習	社会福祉現場実習 ^{注3}

注1：人間環境科学科配当科目、他は健康福祉科学科配当科目

注2：文化構想学部との合併科目（文化構想学部で開講される）

注3：別途実習費を徴収する（参考：2012年度現在 40,000円）

※社会福祉士国家試験の受験資格を得るためには、「1つの大学で、指定科目を修めて卒業すること」が条件となっている。よって、本学在学中にすべての指定科目を修めきれなくて、卒業後に人間科学部の科目等履修生として不足する科目を修めても、受験資格を得ることはできない。在学中にすべての指定科目を修める必要がある。

※以下の科目は卒業に必要な単位には参入されない。（自由科目）したがって、以下の科目は、年間41単位の制限を超えて登録することができる。

社会福祉演習Ⅲ～Ⅴ

社会福祉現場実習指導Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ

社会福祉現場実習

権利擁護と成年後見制度

就労支援及び更生保護

福祉サービスの組織と経営

２） 社会福祉主事となる資格を取得するには

社会福祉主事とは、社会福祉事業法など（他は省略）の施行に関する都道府県知事又は市町村長の事務の執行を補助するものある。（社会福祉事業法第17条第3項）

社会福祉主事となる資格を得るには、下記厚生労働省告示による指定科目一覧のうちから、他学部も含め原則早稲田大学において設置されている同名称(完全一致)の科目を3科目以上履修すればよい。ただし、科目名称は異なるが指定科目として使用できるものもある。

（本学部で設置されている科目は表2の通りである。他学部の同様の科目を取得する場合、それが指定科目となるかどうかについては、科目設置学部へ問い合わせること。）

なお、法令にもあるとおり、社会福祉主事とは、公務員として役所に勤務して初めてなることのできる資格となっている。証明書が必要な場合は該当する科目名が記載された通常の成績証明書を使用すること。

表2 社会福祉主事

厚生労働省告示による 指 定 科 目	本学部の設置科目
社 会 福 祉 概 論	現代社会と福祉及び社会福祉概論（両方の単位取得が必要）
社 会 福 祉 事 業 史	なし
社 会 福 祉 援 助 技 術 論	① 社会福祉援助技術総論Ⅰ及び社会福祉援助技術総論Ⅱ（両方の単位取得が必要） ② ソーシャルワーク論ⅠからⅣまで（すべての単位取得が必要）
社 会 福 祉 調 査 論	社会調査論
社 会 福 祉 施 設 経 営 論	福祉サービスの組織と経営
社 会 福 祉 行 政 論	福祉行財政と福祉計画
社 会 保 障 論	社会保障論Ⅰ及び社会保障論Ⅱ（両方の単位取得が必要）
公 的 扶 助 論	公的扶助論
児 童 福 祉 論	なし
家 庭 福 祉 論	なし
保 育 理 論	なし
身 体 障 害 者 福 祉 論	障害者福祉論
知 的 障 害 者 福 祉 論	障害者福祉論
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 論	なし
老 人 福 祉 論	なし

医 療 社 会 事 業 論	なし
地 域 福 祉 論	地域福祉論Ⅰ及び地域福祉論Ⅱ（両方の単位取得が必要）
法 学	法学
民 法	なし
行 政 法	なし
経 済 学	なし
社 会 政 策	なし
経 済 政 策	なし
心 理 学	心理学概論
社 会 学	社会学
教 育 学	なし
倫 理 学	倫理学
公 衆 衛 生 学	なし
医 学 一 般	人体の構造と機能及び疾病
リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 論	なし
看 護 学	なし
介 護 概 論	介護学概論
栄 養 学	なし
家 政 学	なし

３） 衛生管理者となる資格を取得するには（健康福祉科学科在籍者のみ取得可）

衛生管理者とは以下の職務を行うものである。（労働安全衛生法第１２条、労働安全衛生規則第７条）。

- ・労働者の危険または健康障害を防止する措置に関する事
- ・労働者の安全または衛生のための教育の実施
- ・健康診断の実施とその他健康の保持増進のための措置
- ・労働災害の原因調査と再発防止策

なお、原則として５０人以上の事業所では資格を有する者から専属の者を選任しなければならないことになっている。

この資格を得るためには当学部健康福祉科学科在籍中に（表３）の当学部設置科目をすべ

て履修して卒業し、本学部発行の履修科目証明書を受領後に個人で免許申請する必要がある。

表3 衛生管理者

人間科学部設置科目
労働法規
労働安全衛生法
生理学
労働衛生
運動生理学
生活習慣病の人間科学
予防医学
人体の構造と機能及び疾病
救急医学
産業医学

4) 社会教育主事・図書館司書・学校図書館司書教諭および博物館学芸員となる資格を取得するには

資格を取得するためには他学部設置科目を履修する必要がある。詳細は毎年教育学部教職課程から発行される「教職課程履修の手引き」を確認すること。

Ⅶ. 授業、各種試験、成績

1. 学期

各学期の期間については以下の通りである。

春学期 4月 1日～9月20日

秋学期 9月21日～3月31日

2. 授業時間

授業時間は、以下の通りである。

1時限	9：00－10：30
2時限	10：40－12：10
3時限	13：00－14：30
4時限	14：45－16：15
5時限	16：30－18：00
6時限	18：15－19：45
7時限	19：55－21：25

3. 掲示等

1) 掲示

大学・学部から学生に対する伝達事項は、原則掲示によることになっているから、登校の際必ず掲示板を確認すること。

掲示を見落とすと、思いがけない重大な結果を招くことがあるから十分注意されたい。

掲示板は、教務に関する一切のこと、奨学金関係、大学および学部からの伝達、その他所沢総合事務センターからの連絡などに使用する。

具体的には、

- ① 学部日程
- ② 科目登録関係
- ③ 他学部の科目登録日程
- ④ 授業時間割
- ⑤ 教室変更
- ⑥ 休講

- ⑦ 補講
- ⑧ 教場試験
- ⑨ レポート
- ⑩ 定期試験時間割
- ⑪ 学生呼出
- ⑫ 奨学金関係
- ⑬ 教職課程関係
- ⑭ 学生早健会関係
- ⑮ 学内催事

などが掲示されるので、注意して見ること。

なお、本学部の掲示板は、100号館Aゾーン（教室棟）に設置されている。

また、個別の連絡に際して、Waseda-net ポータルのお知らせおよびメールを利用することがあるため、こまめに確認すること。加えて週に一度はメールの整理をし、容量オーバーで重要な伝達を受け取れないことがないようにすること。

同様に、所沢総合事務センター連絡Webページもこまめに確認すること。

連絡WebページURL <http://www.waseda.jp/tokorozawa/kg/index.html>

2) 緊急連絡の通知方法

早稲田大学では、台風や大地震による交通機関の不通やインフルエンザを含む法定伝染病の流行などに際して、全学休講などに関する緊急連絡をすることがある。早稲田大学のトップページのほか、トップページにアクセスが集中して閲覧しにくくなった場合に備え、以下のサイトでも同じ内容を通知する。緊急時に大学からの連絡が確認できるよう、普段から以下のサイトにアクセスできることを確認するとともに、これらのサイトを各自のPC や携帯電話などの「お気に入り」に登録すること。

- ・早稲田大学トップページ

URL : <http://www.waseda.jp/>

- ・早稲田大学携帯向けお知らせページ（携帯からのアクセス可能）

URL : <http://m.waseda.jp/>

- ・早稲田大学緊急お知らせサイト（Yahoo!ブログ）（携帯からのアクセス可能）

URL : http://blogs.yahoo.co.jp/waseda_public/

- ・Waseda-net ポータルログイン前画面

URL : <https://www.wnp.waseda.jp/>

※上記4サイトは、スマートフォン向け早稲田大学公式アプリケーション『WASEDA Mobile』の「緊急お知らせ」機能からも閲覧が可能。

※『WASEDA Mobile』のインストール方法

- ・iOS版：AppStoreで「WASEDA Mobile」を検索し、ダウンロードする。

URL： <http://itunes.apple.com/jp/app/waseda-mobile/id548395130?mt=8>

- ・Android版：Google Playで「WASEDA Mobile」を検索し、ダウンロードする。

URL： https://play.google.com/store/apps/details?id=com.blackboard.android.central.waseda_jp

その他

- ・所沢総合事務センター連絡Webページ

URL： <http://www.waseda.jp/tokorozawa/kg/index.html>

- ・早稲田大学公式Twitterアカウント

アカウント名：@waseda_univ

4. 休講・授業欠席等の取り扱いについて

1) 休講の確認方法

①掲示板

②Waseda-net ポータル

waseda-net ポータルにログイン

→ メニュー左側の「授業」をクリック

→ 「授業」の項目を下にスクロールして「授業の休講」をクリック

2) 授業休講措置について

次の場合、授業の休講措置を取ることがある。

担当教員へ欠席の配慮を求めることが出来る場合があるが、最終的な判断は担当科目の教員が行う。

(1) 気象状況悪化

気象庁による気象警報のみに基づく授業の休講・試験の延期措置は行わない。

ただし、大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪等の気象状況および気象庁による気象警報をもとに、危険であると判断した場合は、次のとおり、授業の休講・試験の延期措置をとる。休講・延期となるのは、対象キャンパスにて実施されるすべての授業および試験となる。

1. 台風や大雪等、気象状況が時間の経過とともに悪化することが十分予測される場合は、前日に授業の休講・試験の延期措置の決定を行うことがある。その場合は、前日の午後7時までに決定の判断を行い、学生への周知は本学ホームページ等に前日の午後9時までに掲載して行う。
2. 授業の休講・試験の延期措置を決定する場合は、原則として、各時限の授業・試験開始60分前までに決定し、本学ホームページ等で周知・広報する。ただし、できる限り授業・試験開始の2時間前までには周知できるよう努力する。
※芸術学校・川口芸術学校は早稲田キャンパスに含める。
※両高等学院およびエクステンションセンターは除く。

例外的な対応について

- ・オンデマンド授業について

休講の対象外とする。

- ・複数のキャンパスで同時に実施する授業について

複数のキャンパス（例：早稲田または西早稲田⇄本庄）で、遠隔会議システムを利用して実施する授業は、いずれかのキャンパスが休講となった場合は、原則休講とする。ただし、各キャンパスでの受講者数に著しい差がある等の特殊な事情がある場合は、受講できない学生への十分な配慮を行うことを条件に、休講の対象外とすることができる。

例：早稲田で100名受講、本庄で10名受講している授業で、本庄が休講の場合。

→本庄での受講者への十分な配慮を行うことを条件に、早稲田のみで実施可。

学生は大学の決定した授業の休講・試験の延期措置に原則として従うこととするが、授業が実施されるキャンパスまでの交通経路内に気象庁による気象警報が発令され、気象状況等に鑑みて通学することが危険又は困難であると自身で判断し、通学を見合わせた場合は、所属学部（所沢総合事務センターにて対応）による承認済みの欠席届をもって、該当科目の担当教員へ申し出ることにより、欠席の配慮を求めることができる。

(2) 大地震発生

大地震発生により、授業実施が困難であると判断した場合は、次のとおり、授業の休講・試験の延期措置をとる。休講・延期となるのは、対象キャンパスにて実施されるすべての授業および試験となる。

1. 授業の休講・試験の延期措置を決定した場合は、直ちに本学ホームページ等で周知・広報する。
2. 授業時間中の場合は、校内放送で迅速に周知する。

例外的な対応について

(1) 気象状況悪化と同様

学生は大学の決定した授業の休講・試験の延期措置に原則として従うこととするが、授業が実施されるキャンパスまでの経路において、交通機関の乱れや通学することが危険又は困難であると自身で判断し、通学を見合わせた場合は、所属学部（所沢総合事務センターにて対応）による承認済みの欠席届をもって、該当科目の担当教員へ申し出るにより、欠席の配慮を求めることができる。

(3) 大規模停電発生

電力需要量が供給量を大幅に上回り、予測不能な大規模停電が発生した際には、以下の通り授業を休講とし、復旧の翌日の1時限から授業を再開することとする。

1. 授業時間中（1～7時限）に大規模停電が発生した場合
状況が落ち着くまで教室に待機する。その後の授業は全て休講とする。
2. 授業時間外に大規模停電が発生した場合
当日の授業は全て休講とする。

(4) 首都圏交通機関のストライキ

所沢キャンパスは、1、2、3、5を適用し、早稲田・戸山・西早稲田（旧大久保）キャンパスの場合は、1、2、3、4を適用する。

1. JR等交通機関のストライキが実施された場合（ゼネスト）
首都圏におけるJRのストライキが
 - A 午前0時まで中止された場合、平常通り授業を行う。
 - B 午前8時まで中止された場合、授業は3時限目（午後1時）から行う。
 - C 午前8時まで中止の決定がない場合は、授業は終日休講とする。上記は、JRの順法闘争および私鉄のストには適用しない。
2. 首都圏JRの部分（拠点）ストライキが実施された場合
平常通り授業を行う。

3. 首都圏 J R の全面時限ストライキが実施された場合

- A 午前8時までストライキが実施された場合、授業は3時限目（午後1時）から行う。
- B 正午までストライキが実施された場合、6時限目（午後6時15分）から授業を行う。
- C 正午を越えてストライキが実施された場合、授業を終日休講とする。

4. 私鉄、都市交通のみストライキが実施された場合

平常通り授業を行う。

5. ① 西武鉄道新宿線または西武鉄道池袋線のどちらか一方でもストライキが実施された場合。

② ①の西武鉄道両線のストライキが実施されない場合でも、西武バスのストライキが実施された場合次の通りとする。

- A 午前8時までストライキが実施された場合、授業は3時限目（午後1時）から行う。
- B 午前8時を越えてストライキが実施された場合、授業を終日休講とする。

3) 授業欠席の取り扱いについて

人間科学部では授業を欠席した者に対する措置は定めていないが、以下の場合、該当科目の担当教員へ欠席の配慮を依頼することが出来る。ただし、最終的な判断は担当教員が行うので、その点理解の上、手続を行うこと。

病気その他正当な理由による試験欠席の取り扱いについては、「Ⅶ－5. 試験」を参照すること。

(1) 忌引き

忌引きによる「授業欠席（オンデマンド授業における未受講を含む）」、「レポート未提出」、「試験未受験」について、成績評価において不利にならないよう「忌引きによる授業欠席等に関する取扱いのお願い」を所沢総合事務センターで発行し、科目の担当教員に配慮を依頼する。

忌引きの対象および日数

対象：1 親等（親、子）、2 親等（兄弟姉妹、祖父母、孫）および配偶者

日数：授業実施日連続7日まで

※ただし、対象者が海外在住者の場合は、その日数については柔軟に対応する。

手続方法

- ① 欠席期間終了後10日以内に、所沢総合事務センターに申し出て、「忌引きによる欠席届」を受け取る。（所沢総合事務センター連絡Web ページよりダウンロード可能）
- ② 「忌引きによる欠席届」（記入済）および会葬礼状等を、すみやかに所沢総合事務センターに提出する。
※保証人が死去した場合は、保証人変更の手続きを行い、新しい保証人が署名・捺印をした上で提出すること。
- ③ 所沢総合事務センター発行の「忌引きによる授業欠席等に関する取扱いのお願い」を受け取る。
- ④ 「忌引きによる授業欠席等に関する取扱いのお願い」を持参し、科目担当の先生に欠席等に関する取扱いを申し出る。なおオンデマンド授業の場合は、科目設置箇所申し出る。

（2）学校において予防すべき感染症

「学校において予防すべき感染症」に分類される感染症（インフルエンザ等）に罹患した場合は、他者への感染防止のため、学校保健安全法により出席を停止する。出席停止期間は、所定の手続きを行うことで、科目の担当教員に配慮依頼をすることができる。

「学校において予防すべき感染症」および「出席停止期間の基準」については、早稲田大学保健センターホームページにて確認すること。

早稲田大学保健センター

URL: <http://www.waseda.jp/kenkou/center/HSC/index.html>

手続方法

- ① 「学校において予防すべき感染症」に罹患後、所沢総合事務センターに「診断日」「学籍番号」「氏名」「連絡先」「最終登校日」をまず連絡する。
- ② 治癒後に、診断を受けた医師に「学校における感染症治癒証明書」の記入を依頼する。
- ③ 記入済みの「学校における感染症治癒証明書」および「学校における感染症に関わる欠席届」（所沢総合事務センター連絡Web ページよりダウンロード可能）を所沢総合事務センターに提出する。
- ④ 受付印の押された「学校における感染症に関わる欠席届」のコピーを一部受け取る。
- ⑤ 「学校における感染症に関わる欠席届」を必要枚数分コピーして、該当科目の担当教員にお渡しして、欠席等に関する取扱いを申し出る。なお、オンデマンド授業の場合は、科目設置箇所申し出る。

(3) 裁判員制度

2009年5月より、裁判員制度が開始された。裁判員候補者に指名された場合、辞退が認められない限りは裁判員選任手続期日、審理・公判当日に、裁判所へ出頭する必要がある。

裁判所へ出頭するために、授業に出席できない、あるいは試験を受験できない場合は、その間の取り扱いについて、「選任手続期日のお知らせ（呼出状）」を持参して所沢総合事務センターで手続きを行うことで、科目の担当教員に配慮を依頼することが出来る。

手続方法

- ①「裁判員制度に関わる欠席届」（所沢総合事務センター連絡Web ページよりダウンロード可能）および「選任手続期日のお知らせ（呼出状）」を所沢総合事務センターに提出する。
- ② 受付印の押された「裁判員制度に関わる欠席届」のコピーを一部受け取る。
- ③「裁判員制度に関わる欠席届」を必要枚数分コピーして、該当科目の担当教員にお渡しして、欠席等に関する取扱いを申し出る。なお、オンデマンド授業の場合は、科目設置箇所申し出ること。

参考

対象となる者は、法律により学生であることを理由に、裁判員の辞退を申し出ることができる。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（第十六条抜粋）

（辞退事由）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申し立てをすることができる。

- 一 年齢七十年以上の者
- 二 地方公共団体の議会の議員（会期中の者に限る。）
- 三 学校教育法第一条、第二百二十四条又は第百三十四条の学校の学生又は生徒（常時通学を要する課程に在学する者に限る。）

5. 試験

本学部では、毎年、以下の区分により試験を行う。

1) 教場試験

教場試験は授業期間中に担当教員の責任において行われる。

2) 定期試験

定期試験には春学期と秋学期の期末試験の2種類がある。試験時間割は、試験開始の1週間前に掲示によって発表する。また、試験の時間が他学部等の聴講科目と重複している場合、受験科目が同一時間帯に重複しているなどの場合は、試験時間割発表後、直ちに所沢総合事務センターまで申し出ること。

3) 未済試験

病気その他正当な理由（その他正当な理由は必ず事務所で確認すること）で、定期試験を受験できなかったものに対し、未済試験を行う。ただし、教場試験科目については未済試験の対象としないので、担当教員の指示に従うこと。

未済試験を受験する者は、受験しなかった科目の試験終了後、指定された期日に、医師の診断書（学校における感染症治癒証明書でも可）または欠席した事実を証明できる書類（受験の可否については学部が判断する）、および大学の規定による受験料を納入し、所定の用紙を用いて試験欠席届兼未済試験受験願を提出すること。未済試験の受験手続については掲示にて指示する。

4) 再試験

成績発表の結果、卒業までの不足単位数が8単位以内の場合、不合格科目の再試験を受験することができる。なお、受験できる単位数は卒業までに必要な最低単位数とし、受験により卒業見込みとなることを前提とする。

ただし、演習および実習を伴う科目（情報処理科目を含む）、他箇所設置科目、卒業研究は再試験の対象外とする。再試験の受験手続については掲示にて指示する。

5) レポート

レポートの提出にあたっては、指定された提出場所が所沢総合事務センターである場合は、必ず所定の表紙（所沢総合事務センター配付）をつけ、提出期日の指定時間までに提出すること。

6. 試験における不正行為

本学部における定期試験、教場試験および他学部聴講科目の試験等における不正行為につ

いては、内規によって以下のように定められている。

1) 不正行為の種類

- (1) 他人の身代りとなって受験したり、他人を自己の身代りとして受験させること。
- (2) 他人と答案用紙を交換すること。
- (3) 不正使用を目的として作成した文書等を試験場で使用すること。
- (4) 他人の答案を筆写したり、筆写させること。
- (5) 机等に施した不正の書き込みを参照すること。
- (6) 他人との間で資料の貸与または借用を行うこと。
- (7) 私語・動作等によって不正な連絡を行うこと。
- (8) 携帯電話などの情報端末を身の回りに置くこと。
- (9) 教科書・参考書・辞書・ノートを参照すること。（持込可の場合を除く）
- (10) 電卓、電子手帳、計算・辞書機能など時刻表示以外の機能の付いた時計を身の回りに置くこと。（持込可の場合を除く）
- (11) 問題用紙、および、答案用紙を持ち帰ること。
- (12) その他上記に類する行為〔(1)(2)(3)の未遂を含む〕。

2) 処分の種類

原則として3ヶ月以上の停学とする。（停学3ヶ月、無期停学）

3) 成績評価

停学3ヶ月の場合、所定学期(※)の半期開講科目は全て不合格とする。無期停学の場合は、停学期間の長さに応じて成績無効措置を翌学期以降にも適用する。

※ 春学期の試験における不正行為 → 春学期科目は全て不合格

※ 秋学期の試験における不正行為 → 秋学期科目は全て不合格

7. レポート、論文作成時の注意

～盗用・剽窃行為などの禁止事項について～

レポートや論文を作成する際に、書物やウェブサイトの情報を参考にすることはよくあることである。しかし、参考にした情報の利用の仕方を誤ると「盗用・剽窃行為※」とみなされ、試験における不正行為と同様に本学部による処分の対象となる場合がある。

このようなことのないよう、以下の注意事項をよく理解してレポート、論文作成を行うこと。

※剽窃（ひょうせつ）：他人の文章・語句・説などをぬすんで使うこと（岩波国語辞典・第五版）。

◆「盗用・剽窃」とみなされる行為

書物、ウェブサイトなどの他人の文章、資料を、出典を明示せずにその全部または一部をレポート、論文に記載すること。

（出典を明示すれば「引用」としての利用となり、盗用・剽窃にはあたらない。下記参照。）

<補足>

文章の文体や細部の表現を意図的に変更したり内容の要約を利用した場合も、盗用・剽窃行為とみなされる。なお、これらの不正行為が発覚した場合、登録科目無効を伴う停学処分をはじめとする厳格な処罰を適用する。

◆「引用」としての利用方法

自分の考えをレポート、論文で述べる上で、他人の文章や資料を利用する際は、その出典を明示することで「引用」「参照」とすることができる。その際の一般的ルールは以下のとおりである。

引用部分全体を「 」でくくる。

書物であれば著者名、著書（あるいは論文や記事）のタイトル、該当ページ、出版社、出版年を明示する。

ウェブサイトの場合は著者名、タイトル、アドレス、アクセスした日付を明示する。引用、資料転載等について記載がある場合はそれを尊重する。

◆注意

上記は本学部が学生諸君に求める最低限のルールである。引用方法等の詳細については各自で詳しく調べる（各教員から方法について指定される場合もある）。

また、基本的なことだが、ルールに則っているからといっても引用が多すぎるレポート、論文は問題がある。

8. 成績

1) 成績の判定

成績は試験および出席状況等により総合的に判定する。

出席不良の者（個々の科目につき出席が総授業時間数の2/3に満たない者）は、試験の成績の如何にかかわらず原則として不合格とする。

2) 成績の表示および発表

成績は、A+、A、B、C、Fをもって表示し、A+～Cを合格、Fを不合格とする。

成績は上記のA+～Fによって、指定の期日に発表する。A+～F表示と点数との関係

は下表のとおりである。

点数	100～90	89～80	79～70	69～60	59以下（不合格）
成績証明書表記	A+	A	B	C	証明書には記載しない
成績通知書表記	A+	A	B	C	F
再試験受験資格	無				有

※他箇所科目の成績は、特に不合格評価の表示方法の点で異なることがある。

3) 成績の数値換算

成績を数値に換算する方法として、早稲田大学共通の算出方法（GPA）がある。

■ GPA (Grade Point Average)

本学では、成績を数値に換算し、科目登録した単位あたりの平均値をもとめている。海外の大学等への留学や進学、就職活動等で必要な際など用いられ、GPAの算出方法は下表のとおりである。

成績	換算値	算 出 方 法
A+	4	卒業算入科目について、左記の換算値により 1 単位あたりの平均値を算出する。 G P A = $\frac{\text{科目の単位数} \times \text{その科目に対応する換算値}}{\text{総登録単位数（不合格科目を含む）}}$ の総和 ※G P Aは、小数第 2 位まで表示する
A	3	
B	2	
C	1	
F	0	

※成績証明書にはGPAは記載せず、別の証明書を発行する。

成績通知書にはGPAを記載する。

4) 成績に関する学生指導

本学部では、取得した卒業算入単位数が各学年の基準に満たなかった場合、本人に文書による勉学奨励勧告を行うとともに、保証人に成績通知書の送付を行う。

学年	前年度までの卒業算入可能単位取得状況
1 年終了時	通算取得単位 2 0 単位未満
2 年終了時	通算取得単位 5 2 単位未満
3 年終了時	通算取得単位 9 2 単位未満
4 年終了時以降	通算取得単位 9 2 単位未満

なお、各学年の基準に取得単位が満たなかった学生に対しては学部の判断で面談を行う場合がある。

9. 9 月卒業

修業年限内に卒業できなかった者で、卒業までの不足単位数が 1 6 単位以内の場合、次の方法により次年度春学期に不足単位を修得すれば、9 月に卒業（9 月 1 5 日付）することができる。その場合、卒業年度の秋学期分の学費は免除される。

- (1) 次年度に春学期科目を履修し、所定の試験に合格すること。

- (2) 卒業研究および卒業研究ゼミの場合、卒業研究ゼミを前年度までに半期以上登録し、保留または不合格となった者で、次年度春学期に卒業研究を提出し、合格すること。
- (3) 9月卒業を希望する者は、当該年度始めの指定された日に所沢総合事務センターまで申し出ること。詳細は掲示にて指示する。

VIII. 学費

1. 学費（2013年度入学者）

納入期	学 費					諸 会 費	初年度 合 計
	入学金	初年度 授業料	基礎教育 充実費	教育環境 整備費	実験 実習料	学生 健康増進 互助会費	
入学時	200,000	521,500	100,000	135,000	35,000	1,500	993,000
秋学期	--	521,500	--	135,000	35,000	1,500	693,000
計	200,000	1,043,000	100,000	270,000	70,000	3,000	1,686,000

学 年	学 費				諸 会 費		学 年 合 計
	授業料	基礎教育 充実費	教育環境 整備費	実験 実習料	校友会費	学生 健康増進 互助会費	
第2年度	1,050,000	50,000	270,000	70,000	--	3,000	1,443,000
第3年度	1,057,000	--	270,000	70,000	--	3,000	1,400,000
第4年度	1,064,000	--	270,000	70,000	40,000	3,000	1,447,000

※学費は、春学期および秋学期に半額ずつ徴収する。

※基礎教育充実費は第1、2年度の春学期、校友会費（卒業後10年分）は第4年度秋学期に徴収する。

※実験実習料および諸会費は改定されることがある。

- 1) 秋学期の学費等口座振替は10月1日。なお、第2～4年度については、春学期の口座振替は5月1日となる。当日が金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日となる。
- 2) 教員免許状取得のため、教育学部設置の教職科目を履修する場合、教職課程科目聴講料10,000円を別に徴収する。
- 3) 入学後、特定の科目を選択する場合は、別途実験実習料（聴講料）を徴収することがある。

○所定年限以上在学する学生（延長生）について

所定年限以上在学する学生（延長生）の学費は、学期ごとに以下のように徴収する。

	授業料	教育環境整備費	実験実習料
不足単位数(※)が 4単位以下	当該学期第4年度生の 50%	当該学期 第4年度生と 同額	当該学期 第4年度生と 同額
不足単位数が 5単位以上20単位以下	当該学期第4年度生の 70%		
不足単位数が 21単位以上	当該学期第4年度生と 同額		

※この場合の不足単位数とは、卒業所要単位数と前学期終了時点での卒業算入既得単位数との差を指す。

※留学や休学の経験がある学生や、早稲田大学に学費を支払う種類の留学（在学）期間中の学費については、算出方法が異なるので、個別に問い合わせること。

※卒業研究（8単位）、卒業研究ゼミⅠ（2単位）、卒業研究ゼミⅡ（2単位）の合計12単位は卒業研究と同時に成績がつく（単位取得となる）ので注意すること。

※その他、諸会費が必要となる。

※延長生になると、学費等口座振替日が春学期7月1日、秋学期12月1日となる。

2. 学費等未納による抹籍

学費等未納の場合は、以下の日程で自動的に抹籍（本学学生の身分を失う）となり、学費等が納入された学期末に遡って退学とみなす。この場合、学費等未納学期の在学年数および成績が無効となるので注意すること。また、抹籍日以降、抹籍の取消しは一切認められない。

なお、特別の事情により学費等納入が遅れる場合は「学費等延納願」を提出すること。提出のない場合は、各学期の終了日を以って抹籍となる。抹籍日以前に離籍を希望する場合は、「退学願」を提出のこと。

「学費等延納願」を提出した場合（2013年度学費例）

学費等未納学期	学費等口座振替日	自動的に抹籍となる日	遡って退学とみなす日
春学期	2013年 5月1日	2014年 1月10日	2013年 3月31日
秋学期	2013年10月1日	2014年 7月 1日	2013年 9月20日

「学費等延納願」を提出しない場合（2013年度学費例）

学費等 未納学期	学費等口座振替日	自動的に抹籍となる日	遡って退学とみなす日
春学期	2013年 5月1日	2013年 9月20日	2013年3月31日
秋学期	2013年10月1日	2014年 3月31日	2013年9月20日

※口座振替日が金融機関休業日の場合、学費等口座振替日は翌営業日となる。

※「学費等延納願」を提出した場合、自動的に抹籍となる日の前日までに大学への学費等納入が完了している必要がある。

※「学費等延納願」を提出しても、卒業の要件を満たしながら学費未納のため卒業を保留されている場合、自動的に抹籍となる日は異なるので個別に問い合わせること。また、学費の納入が確認出来ない状況では、卒業証明書の発行・学位記の授与は出来ない。

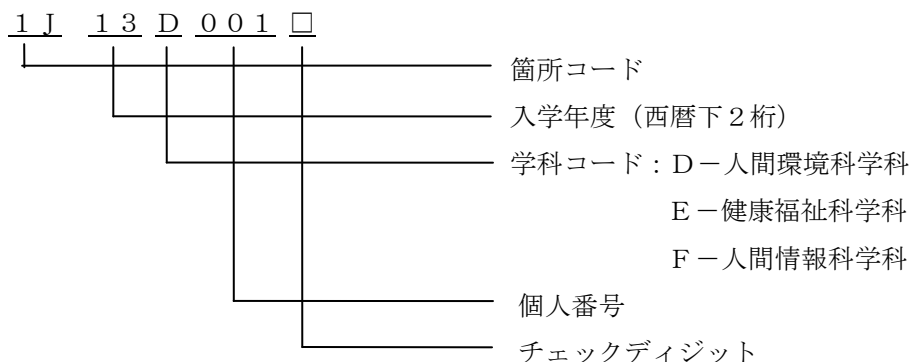
IX. 学籍事務

1. 学籍番号

学生は各自学籍番号をもつ。

学籍番号は各自の氏名にも代わるほど重要なもので、間違わないように記憶しておく必要がある。

例：2013年4月に人間環境科学科1年次に入学した者



(注) チェックディジットはコンピュータへ学籍番号を入力する際にのみ使用する数字で、正しく入力されたかどうかをプログラムでチェックするためのものである。科目登録や諸届に必要であるから一緒に記憶しておくこと。

2. 学生証（身分証明書）

本大学の学生には入学と同時に学生証（身分証明書）を交付する。本学ではカード式の学生証を使用する。この学生証（カード）は、その身分を証明するために必要であるばかりでなく、学習上・事務手続き上のいろいろな場合に必要となるので常に携帯し、破損・紛失のないように注意しなければならない。

- (1) 学生証は、学生証（カード）と有効年度を明示した「裏面シール」とからなり、学生証（カード）の裏面に「裏面シール」を貼り合わせてから、効力が生じる。「裏面シール」は、毎年度末に所沢総合事務センターで交付するので、自分で貼り替えること。

なお、学生証は卒業・退学など学生の身分がなくなる時点で所沢総合事務センターに返還しなければならない。

- (2) 学生証の交付を受けたら、速やかに学生証の裏面に「裏面シール」を貼り、学生証の氏名欄に、楷書で氏名を記入すること。

なお、漢字を持たない留学生は、裏面シールの氏名欄に印刷されているアルファベッ

トと同じように、活字体で記入する。

以下の場合、すみやかに所沢総合事務センターに届け出て（委任・郵送手続不可）、必要に応じて再発行の手続きをとること。再発行の際はカラー写真（縦４センチ×横３センチ）１枚が必要となる。

種別	再発行有無	料金
住所変更	裏面シールのみ加筆訂正 または再発行	
紛失・破損	再発行	2,000円※
改姓（名）	再発行	無料
カード読込不能	再発行	無料
写真変更	再発行	無料（在学中１回に限る）

※同一年度内に１度を超えて再交付する場合は、別に定める手続きが必要

３．事務所の事務取扱

人間科学部の学部事務は所沢キャンパス１００号館４階の所沢総合事務センターで扱っている。修学上の不明点、疑問点がある場合は、速やかに所沢総合事務センターで確認すること。

事務取扱時間は次の通り。

	授業実施期間	夏季・冬季休業期間	春季休業期間
月曜日～金曜日	９：００～１７：００	９：００～１２：３０ １３：３０～１７：００	９：００～１２：３０ １３：３０～１７：００
土曜日	９：００～１７：００	閉室	９：００～１２：３０
日曜・祝日 一斉休業期間 創立記念日	閉室 ※祝日等に授業を実施する場合は開室する		

※ 土曜日は限定した業務となる。

※ 大学が休日と定めている日は、終日閉室となる。

※ 休業期間は１２：３０から１３：３０は閉室となる。

※ 電話による問い合わせには、誤解が生じたり、伝達事項の確認が出来ない場合があるので、原則応じない。また、電子メール等での問い合わせについても、対応は原則事務取扱時間内とする。

4. 各種証明書および学割証の発行

(1) 証明書および学割証は、学生証およびWaseda-net IDのパスワードにより自動証明書発行機（学内設置のどの発行機からも発行可）で取得することができる。

なお、学割証は年間10枚まで発行する。有効期間は発行日より3カ月間である。特別の理由（ボランティア活動・部活の遠征試合等）により10枚以上の学割証が必要になった場合は、所沢総合事務センターに申し出ること。

(2) 通学証明書を必要とする者は所沢総合事務センターにおいて所定の手続きをとり、その交付を受けること。

(3) 各種証明書の料金は次のとおりである。

証明書種別一覧表

種 別	種 別
在 学 証 明 書	そ の 他 証 明 書
成 績 証 明 書	英 文 在 学 証 明 書
卒 業（修了）見込証明書	成 績 証 明 書
卒 業（修了）証明書	卒 業（修了）見込証明書
成 績・卒 業見込証明書	卒 業（修了）証 明 書
成 績・卒 業証 明 書	そ の 他 証 明 書
退 学 証 明 書	〔証明書料金〕
在 学 期 間 証 明 書	在籍者 1通200円
学 位 取 得 証 明 書	卒業者・退学者等 1通300円
教員免許状取得見込証明書	（ただし、卒業者がその卒業日の属する
教員免許状単位取得証明書	月末までに申請する証明書料金は、1通
進 学 調 査 書	200円とする。）
健 康 診 断 証 明 書 ※	※健康診断証明書の料金は、1通300円で、 当該年度に大学の健康診断を受診した 者に限り発行する。

5. 諸願および諸届

学生諸君が勉学上の事故や身分その他に異動があった場合には、必ずその事項についての願または届を所沢総合事務センターへ提出しなければならない。以下その手続き要領を説明する。

1) 所沢総合事務センターへの提出書類

種別	用紙名	添付書類
留学	留学願	留学先機関が発行する入学許可証 または受入書
休学	半期休学願	病気で休学する場合は診断書

復学	復学願	病気で休学した場合は診断書 (就学可能を証明するもの)
退学(任意退学)	退学願	学生証
* 各願提出後、学生担当教務主任あるいは副主任と面接し、教授会の承認を得ることとする。 * 日本学生支援機構奨学金受給者は、異動願も合わせて提出すること。 * 学籍異動に伴い、奨学生の採用を取消し、奨学金の返還(一部または全額)を求めることがある。		
住所変更(本人)	Waseda-netポータルまたは学生 情報変更届	—
住所変更(保証人)	学生情報変更届 改姓(名)届 保証人等変更届	—
改姓(名)		戸籍抄本
学費支払者変更		—
保証人等変更		—

2) 諸願・諸届提出についての注意

(1) 留学願

留学しようとする者は、『留学の手引き』(留学センター発行)を参照のこと。

なお、単位認定、在学年数等学部における運用についての詳細は所沢総合事務センターに問い合わせること。

(2) 半期休学願

病気その他の正当な理由により、学期中引き続いて2カ月以上授業(試験を含む)に出席することができない者は、学部手続きを経て休学することができる。休学中でも学費等は指定された期日までに納入しなければならない。

なお、休学中の学費等および期間等詳細については、所沢総合事務センターに問い合わせること。

(3) 復学願

留学・休学は復学が前提であるので、必ず学部手続きを経て、復学許可を得なければならない。

なお、復学時期・復学後の学費等についての詳細は所沢総合事務センターに問い合わせること。

(4) 退学願(任意退学)

学年の途中で退学する場合でも、その学期の学費等を納めなければならない。納入していない場合は、任意退学扱いとはせず措置退学(学費未納抹籍)扱いとする。

X. 転科

3学科とも転科制度を実施している。2年次に編入するため、対象者は1年生のみ（1年次末に出願）である。出願日程・選考方法などの詳細はホームページで確認すること。

3年次以降、学科を変更することはできない。

人間科学部ホームページ <http://www.waseda.jp/human/school/admission/index.html>

X I. 大学院への進学

大学院には博士課程が設置されている。博士課程の標準修業年限は5年である。博士課程は前期2年、後期3年の課程に区分され、前期2年の課程を修士課程とし、後期3年の課程を博士後期課程とする。博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うものである。修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力を養うものである。

本学部を卒業すれば大学院を受験する資格が得られる。

早稲田大学大学院のうち、人間科学研究科へは推薦入学（学部内選抜）制度を利用して入学することができる。詳細は学部掲示板またはホームページを通じて周知する。

その他の早稲田大学大学院の内容、入試制度等の詳細については、各研究科事務所に問い合わせること。

人間科学研究科ホームページ <http://www.waseda.jp/human/graduate/admission/index.html>

X II. 早稲田大学派遣交換留学制度 およびその他の留学

1. 留学の種類について

本学には、以下のような留学プログラムがある。

- ① 交換留学プログラム
- ② T S Aプログラム（Thematic Studies Abroad Programの略称）
- ③ I S Aプログラム（Individualized Studies Abroad Programの略称）
- ④ ダブルディグリープログラム
- ⑤ 短期プログラム

⑥ その他の留学（私費留学）

※留学に関する詳細は『留学の手引き』を参照すること。

（所沢総合事務センター、留学センターにて配付…年度始め）

<留学に必要な学部手続>

①留学願 ②留学先の発行する入学許可書・受入書

※私費留学の場合は留学期間が39週以上（半期留学の場合は、4ヶ月以上）ないと留学として扱わない。

必要な書類が整い次第、面接により留学を許可するか否かを判断する。

<学費等>

留学プログラムや過去の在籍状況などによって異なる。詳細については『留学の手引き』を参照し、不明点がある場合は所沢総合事務センターに問い合わせること。

<単位認定>

留学先で取得した単位は、40単位まで卒業算入単位として認定することができる。

これらの科目は留学先で取得した科目の名称のまま、適当と判断された人間科学部等の系列への振替を行う。詳細については、所沢総合事務センターに問い合わせること。

<在学年数>

本大学に3年間、留学先の大学に1年間 計4年間在学し、かつ、単位認定によって卒業に必要な所定単位数を満たした者は、留学期間を在学年数に算入し、卒業とすることができる。

<帰国届兼復学願の提出>

留学を終えて帰国した者は、留学先の在籍期間が明記された証明書を帰国届兼復学願に添付し、速やかに所沢総合事務センターに提出すること。単位認定を希望する者は、成績証明書を併せて提出すること。

<その他>

海外留学プログラムの詳細については、留学センター（早稲田キャンパス22号館4階）に問い合わせること。

2. 他大学との学生交流について

本学は、下記の大学と学生交流協定を締結し、本学に所属しながら他大学の設置科目を履修する制度を設けている。

◆国内留学

協定校：同志社大学（京都）

同志社大学との学生交流の特徴は、次のとおりである。

1) 派遣年度の4月1日または9月21日現在で、2年生以上の者を対象とする。

2) 派遣期間は、以下のいずれか。

- ・ 4月～翌年3月までの1年間
- ・ 4月～9月までの半年間
- ・ 9月～3月までの半年間

3) 早稲田大学での所属する学部・専攻にかかわらず、同志社大学の学部・専攻を自由に希望することができる。

4) 同志社大学で修得した単位は、40単位まで卒業算入単位として算入することが可能である。これらの科目は留学先で取得した科目の名称のまま、適当と判断された人間科学部の系列への振替を行う。詳細については、所沢総合事務センターに問い合わせること。

5) 学費等は早稲田大学に納入し、同志社大学の学費等は免除となる。延長生については、延長生の学費額は適用されず、当該学期の所定額を早稲田大学に納入する。なお、同志社大学で実習料等（実費）が必要な場合は自己負担となる。

詳細は、募集要項等で確認されたい。募集要項・願書の配付は所沢総合事務センターで行うので、掲示等に注意すること。

◆科目履修

協定校：①f-Campus（学習院大学・学習院女子大学・日本女子大学・立教大学）、②東京女子医科大学、③武蔵野美術大学・東京家政大学、④京都地域大学・短期大学、⑤九州大学

上記①～⑤の学生交流の特徴は、次のとおりである。

1) 4月1日現在で、2年生以上を対象とする。（⑤は科目により対象学年が異なる）

2) 各大学の提供科目（オープン教育センターホームページ参照）から、履修することができる。

3) 1年間の登録上限単位数は、①が12単位、②が2単位、③が8単位、④が4単位、⑤が4単位で、それぞれの上限単位まで履修することができる。

4) 提供科目の科目登録は4月初旬に行う。

5) 各大学で修得した単位は、他学部聴講で取得した単位と同等に扱う。

6) 履修科目に対する学費等は徴収しない。なお、実習料等は自己負担となる。

3. その他の留学制度について

派遣交換留学制度によらずに下記の機関に留学を予定する者は、手続き・必要書類・単位認定基準等に注意を要する場合があるので、計画を立てたら早めに所沢総合事務センターに

届け出ること。

- 海外の大学または高等教育機関に在籍する留学
- 海外の大学附属の語学研修機関等に在籍する留学

① 学費等

留学期間の学費等は免除とし、代わりに在籍料を徴収する。詳細については、所沢総合事務センターに問い合わせること。

② 留学期間

1年：4月1日～翌年3月31日 または 9月21日～翌年9月20日

半期：4月1日～9月20日 または 9月21日～翌年3月31日

③ 単位認定・在学年数・帰国届兼復学願の提出

それぞれ、前記1．留学の種類についてを参照のこと。

④ 留学先の変更

原則として留学先の変更は認めない。

⑤ 海外旅行保険への加入

本学指定の海外旅行保険に必ず加入すること。

留学期間が39週以上（半期留学の場合は、4ヶ月以上）に満たない場合や、海外の一般語学学校、コミュニティ・カレッジに在籍する留学の場合は、休学扱いとする。詳細については、所沢総合事務センターに問い合わせること。

XIII. 施設

1. 早稲田大学保健センター所沢分室

100号館学生食堂近くの308号室にあり、次の業務を行っている。

業務内容

- (1) 学生の定期健康診断
- (2) 学生・教職員の特殊健康診断
- (3) 健康相談
- (4) スポーツ障害相談、心理相談
- (5) 内科相談
- (6) 精神保健相談、その他の相談

※心療内科医および心理専門相談員による相談は、予約制

(7) 応急手当、救護

(8) 健康教育

連絡先

内線 3308 緊急内線 3000 電話 04-2947-6706 F A X 04-2947-6804

2. 早稲田大学所沢図書館

所沢図書館は、100号館の4階に位置し、所沢キャンパスの各学部、大学院、研究センターに関連する学習図書や研究図書を中心に収集し、合わせて参考図書や雑誌も所蔵している。

館内は、開架図書エリア、雑誌バックナンバー書庫、新刊雑誌コーナー等の資料収蔵施設と、閲覧席、グループ学習ができるグループ閲覧室といった閲覧用の施設からなっている。

詳細は所沢図書館ホームページ (<http://www.wul.waseda.ac.jp/TOKOROZAWA/index.html>) を参照のこと。

1) 開館時間(通常期間)

平 日 9:00～21:00

土曜日 9:00～18:00

なお、開放閲覧室は、開館時間外も利用できる。

夏・冬季休業中の開館については、別途広報する。

2) 休館日

日曜日、祝日(授業実施日を除く)、休業日、夏・冬季休業期間の一定期間

そのほか、業務上休館の必要がある場合

3) 利用者カード

(1) 図書館の入館および図書の貸出には、学生証を利用者カードとして使用する。

(2) 学生証は本人以外は使用できない。

4) 入退館

(1) 入館するときは、学生証を入館装置にスキャンさせて入館する。

(2) 退館ゲートにはBDS(図書不正持出防止装置)が設置されているので、図書・雑誌を無断で持ち出そうとすると、警報装置が作動する。図書を館外に帯出する時は、必ずカウンターで貸出手続きをすること。

5) 資料の探し方

(1) 図書は日本十進分類法(NDC)によって分類され、配架されている。(ただし、織田文庫を除く)

- (2) 早稲田大学図書館所蔵の資料はすべて、
蔵書検索「WINE」(<http://wine.wul.waseda.ac.jp/>) で、検索することができます。

6) 貸出・返却（早稲田大学図書館ホームページ「共通貸出規則」参照）

- (1) 図書の貸出・返却は、カウンターで手続きをすること。なお、開館時間外の返却には、専用のブックポストが利用できる。また、中央図書館、キャンパス図書館（戸山・理工学）、早稲田キャンパス内学生読書室でも返却することができる。
- (2) 貸出は15冊まで、貸出期間は14日とする。
- (3) 参考図書および雑誌等は、館外貸出はできない。
- (4) 返却期限を過ぎても返却しない場合には、反則規定が適用される。
- (5) 借用図書は大切に扱うこと。図書を紛失、あるいは破損・汚損したときには、ただちに図書館へ届け出ること。原則として現物または相当金額を弁償することになる。
- (6) 館内で閲覧した貸出手続をしていない図書は、書棚の元の位置に戻すか、返却台に置くこと。

7) 利用上の注意

- (1) 館内では、他人に迷惑をかけないよう、雑談などは慎むこと。（開放閲覧室・グループ閲覧室を除く）
- (2) ペットボトル・水筒など密閉できる飲料の持ち込みは一部閲覧席に限り認める。ただし、それ以外の飲食物の持ち込みは厳禁。
- (3) 入館する際には、携帯電話の電源を切るか、マナーモードに設定すること。館内は通話不可。
- (4) 館内では貴重品などは常に携帯し、紛失や盗難に注意すること。

8) 施設の利用

- (1) 開放閲覧室(32席)
エントランスホールから入るとすぐに開放閲覧室があり、ここは図書館の開館時間外も利用できる。無線LANと情報コンセントの利用ができる。
- (2) 新聞閲覧コーナー
継続購入をしている新聞は18紙で、原則として前月分までを保管している。
- (3) AV室
図書館所蔵のビデオ・DVD等を、AV室の機器で利用できる。複製や館外貸出は不可。
- (4) 情報検索室
WINE検索用端末機3台、認証端末機6台およびCD-ROM専用端末機、マイクロリーダー・プリンター等が利用できる。

(5) カウンター

入・退館ゲート脇に貸出返却カウンターと、資料に関する問い合わせを受け付けるレファレンスカウンターがある。書庫へのアプローチには新着図書コーナー、新刊一般雑誌コーナーおよび新書・文庫コーナーがある。

(6) グループ閲覧室(12席／2室)

グループでの学習および研究等を行うときに利用できる。

(7) コピーコーナー

プリペイドカード式複写機が、コピーコーナー、新刊学術雑誌コーナー、情報検索室に設置されている。図書館所蔵資料のコピーに限り利用できる。コピーカードは学内図書館共通。

(8) 参考図書コーナー

辞書、事典、便覧、ハンドブック、地図等の参考図書が配架されている。

(9) 閲覧席(202席)

和書が配架されている開架書架をはさんで、南側と北側に閲覧席がある。電源のある閲覧席では持ち込みPCも利用できる。無線LANも利用できる。

(10) 新刊学術雑誌コーナー

新刊学術雑誌コーナー、コピーコーナー、検索コーナー等で構成されている。

(11) バックナンバー書庫

合冊製本された雑誌が、和雑誌は誌名の五十音順、外国雑誌は誌名のアルファベット順に電動書架に配架されている。

(12) 洋書コーナー

洋書は、バックナンバー書庫手前の電動書架に配架されている。

9) 中央図書館および学内他図書館・室の利用

中央図書館、戸山図書館、理工学図書館および、各学部の学生読書室へ直接訪問して利用することができ、またこれらの図書館・室から所沢図書館に図書を取り寄せて借りることもできる。なお、すべての蔵書はWINEで検索可能である。

詳細は早稲田大学図書館ホームページ

(<http://www.wul.waseda.ac.jp/index-j.html>) を参照のこと。

3. 自動車・オートバイ・自転車の駐車場・駐輪場の利用について

所沢キャンパス内は、安全を確保するために、やむを得ない事情のない限り自動車・オートバイ（原付二輪車）・自転車の乗り入れはできない。

ただし、事情により自動車で通学する場合には、所沢総合事務センターにて春学期および秋学期の受付期間内に手続き書類等を提出し、駐車場の利用許可（駐車許可証の交付）を得

なければならない。なお、学部1年生は、自動車での通学を許可しない。また、事情によりオートバイ（原付二輪車）・自転車で通学する場合については手続き不要とするが、南門駐輪指定場所の利用を希望する場合のみ利用許可（登録ステッカーの交付）を得なければならない。

自動車・オートバイ（原付二輪車）・自転車で通学にあたっては、交通の安全、災害・騒音の防止等をはかり、教育環境の保持に努めなければならない。

1) 事情により自動車で通学する場合

(1) 駐車許可証の交付を受けるには、次の書類等を所沢総合事務センターに提出しなければならない。

- ① 駐車許可申請書（所沢総合事務センターに備付）
- ② 学生証
- ③ 前年度分駐車許可証（前年度からの継続利用者のみ必要）
- ④ 駐車場利用料金（年額5,000円）

※ 駐車場利用料金については、年度途中からの申請でも同一額とする。

(2) 駐車許可証の有効期間は、交付を受けた年度（1年間）限りとする。次年度も利用する場合には、新規の申請時と同様の手続が必要である。

(3) 駐車許可申請事項の内容に変更が生じた場合、登録車を変更する場合は、駐車許可申請書により変更事項をすみやかに所沢総合事務センターに届け出ること。

(4) 駐車許可証を他人に貸与し、または他人から借用してはならない。

2) 事情によりオートバイ（原付二輪車）で通学する場合

(1) 各個人で盗難や路上放置のないよう施錠管理しなければならない。

なお、卒業等の理由でオートバイ（原付二輪車）での通学が不要になった場合は、必ず自宅に持ち帰って所属する自治体のルールに則って処分すること。

(2) フロンティア・リサーチセンターに所属する博士後期課程の学生で南門駐輪指定場所の利用を希望する場合、南門専用登録ステッカーの交付を受けるには、次の書類を所沢総合事務センターに提出しなければならない。ただし、状況により許可が下りない場合がある。

- ① 学生証
- ② 南門駐輪許可申請書（所沢総合事務センターに備付）

(3) 南門専用登録ステッカーの有効期限は、交付を受けた年度（1年間）限りとする。

ただし、登録申請事項の内容に変更が生じた場合、登録車を変更する場合は、すみやかに所沢総合事務センターに届け出なければならない。

3) 事情により自転車で通学する場合

各個人で盗難や路上放置のないよう施錠管理しなければならない。

なお、卒業等の理由で自転車での通学が不要になった場合は、必ず自宅に持ち帰って所属する自治体のルールに則って処分すること。

4) 駐車・駐輪

- (1) 自動車・オートバイ（原付二輪車）・自転車は、それぞれ指定された場所に駐車・駐輪しなければならない。指定された場所以外の駐車・駐輪は厳禁とする。

① 自動車・・・・・・・・・・北門駐車場

② オートバイ（原付二輪車）・・・北門駐車場のオートバイ駐輪指定場所

③ 自転車・・・・・・・・・・正門または北門駐車場の自転車駐輪指定場所

ただし、フロンティア・リサーチセンターに所属する学生は、B地区の駐車場・駐輪場を利用することができる。また、フロンティア・リサーチセンターに所属する博士後期課程の学生で許可を得た場合は、南門駐輪指定場所を利用することができる。

- (2) 自動車には駐車許可証をフロントガラスに表を向けて置くこと。オートバイ（原付二輪車）・自転車については、南門駐輪指定場所の利用許可が下りた場合のみ南門専用登録ステッカーをナンバープレート付近に貼っておくこと。

- (3) 正門駐輪場の利用時間は、8:00から22:00（日・祝は21:30）までとする。（この時間帯以外は閉門となる。）

5) 注意事項

- (1) 登録した自動車・オートバイ（原付二輪車）以外の駐車・駐輪は厳禁する。
- (2) 大学・大学院等の行事、施設・設備の工事等により、駐車場・駐輪指定場所の使用制限をすることがある。
- (3) 駐車場・駐輪場内では徐行し、所定の区分に従って、整然と駐車・駐輪すること。
- (4) 駐車場・駐輪場以外の駐車・駐輪は、通行の妨げや災害時等の避難の妨げになるので厳禁する。
- (5) 駐車場・駐輪場内に長期間放置されている場合、駐車場・駐輪場以外に駐車・駐輪している場合については、貼り紙で注意喚起の後で処分する場合がある。
- (6) キャンパス内、駐車場・駐輪指定場所での人為的事故、損傷等は、当事者間で解決すること。また、駐車・駐輪中の事故、災害、盗難等には、大学は一切責任を負わないので、各自十分に注意すること。（警察が指導する「防犯登録」は必ずしておくこと。）
- (7) 上記の事項に違反した場合、または大学の警告に従わない場合は、駐車場・駐輪指定場所の利用許可を取り消すことがある。

XIV. 早稲田大学学則等（抜粋）

目的・学科

第1条 本大学は学問の独立を全うし真理の探求と学理の応用に努め、深く専門の学芸を教授し、その普及を図るとともに、個性ゆたかにして教養高く、国家および社会の形成者として有能な人材を育成し、もって文化の創造発展と人類の福祉に貢献することを目的とする。

第4条 本大学に次の学部及び学科をおく。〔ただし書等省略〕

人間科学部	— 人間環境科学科
	— 健康福祉科学科
	— 人間情報科学科

〔他は省略〕

修業年限・在学年数

第5条 本大学の修業年限は、4年とする。ただし、在学年数は、8年を超えることができない。

学年・学期・休業日

第7条 本大学の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。学年は次の2期に分ける。

春学期 4月 1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期を前半および後半に分けることができるものとする。

第8条 定期休業日は次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律に規定する休日

三 本大学創立記念日（10月21日）

四 夏季休業 8月上旬から9月20日まで

五 冬季休業 12月下旬から翌年1月5日まで

六 春季休業 2月中旬から3月31日まで

2 夏季、冬季、春季休業期間の変更または臨時の休業日については、その都度公示する。

第9条 休業中でも、特別の必要があるときは、授業をすることがある。

教育課程・授業科目・単位数

第10条 各学部は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、各学部は、その専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配

慮するものとする。

第11条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目および自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 自由科目は、第52条に定める所定の単位数に算入しない。

3 他の学部属する授業科目を選択科目または自由科目として履修することができる。

第12条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して定める。

第13条 講義科目および演習科目については、15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

3 卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第19条 教員の免許状を得ようとする者は、所属学部の科目のほかに教育学部に配置された教職課程の科目を履修しなければならない。

第23条 学生は毎学年または毎学期の始めに当該学年または学期に履修する科目を選定して所属の学部長の承認を得なければならない。

入学

第26条 入学時期は、毎学年または毎学期の始めとする。

第31条 入学、転入学または編入学を許可された者は、大学が指定する入学手続期間内に、大学に別表1に定める入学金、第1年度に係る基礎教育充実費ならびに最初の学期に係る授業料、施設費、教育環境整備費、実験実習料および学生読書室図書費を納め、所定の書類を提出しなければならない。〔別表1省略〕

保証人

第32条 保証人は、父兄または独立の生計を営む者で確実に保証人としての責務を果し得る者でなければならない。保証人として不適当と認めたときは、その変更を命ずることができる。

第33条 保証人は、保証する学生の在学中、その一身に関する事項について一切の責任に任じなければならない。

第34条 保証人が死亡し、またはその他の事由でその責務を尽し得ない場合には新たに保証人を選定して届けでなければならない。

第35条 保証人が住所を変更した場合には、直ちにその旨を届けでなければならない。

休学および復学

第36条 病気その他の理由で引続き2月以上出席することができない者は、その理由を具し、保証人連署で所属の学部長に願いで、その許可を得て休学することができる。病気を理由とする休学願には医師の診断書を添えなければならない。

第37条 休学は、当該学年限りとする。ただし、特別の事情のある場合には、引き続き休学を許可することがある。

2 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

第39条 休学者は、学期の始めでなければ復学することができない。

第40条 休学期間は、在学年数に算入しない。

転部・退学および再入学

第41条 他の学部転部を志願する者は、選考の上これを許可することがある。

2 前項の転部者の在学年数には、元の学部の在学年数の全部または一部を算入することができる。この場合の在学年数は、第5条の規定による修業年限に満たない年数の2倍を超えてはならない。

第44条 任意に退学しようとする者は、理由を付し、保証人と連署で願い出なければならない。

（退学者の再入学許可期限および再入学までに経過すべき期間に関する規程）

第1条 早稲田大学学則第47条の2第1項および早稲田大学大学院学則第39条の2第1項の別に定める期間は、次の各号に定める学部、大学院等につき、退学した年度の翌年度から起算して、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 学部 7年 [二～四項省略]

第2条 前条の規定は、学費未納による抹籍の取扱いに関する規程第2条第1項および第2項ならびに第2条の2第3項の規定によって措置退学とみなされた者の再入学の許可に準用する。

第3条 早稲田大学学則第47条の2第2項ただし書および早稲田大学大学院学則第39条の2第2項ただし書の別に定める期間は、懲戒による退学処分に付された日から起算して2年とする。

第45条の2 次の各号の一に該当する者については、退学の措置をとるものとする。

- 一 第5条ただし書き、第41条第2項、
第42条第2項または第42条の2第5項に定める在学年数を満了した者
- 二 各学部が定める一の学年から次の学年に進むための要件を満たすべき期間を満了した者
- 三 正当な理由がなく、各学部が定める出席基準を満たさない者
- 四 学業を怠り、各学部が定める必要単位数を一定期間に満たさない者

懲戒

第46条 学生が本大学の規則もしくは命令に背きまたは学生の本分に反する行為があったときは、懲戒処分に付することができる。懲戒は、訓告、停学、退学の3種とする。

2 学生の懲戒手続に関する事項は、学生の懲戒手続に関する規程をもって別に定める。

停学処分に伴う措置

- ①学生証の所属箇所での保管
- ②登校の禁止
- ③課外活動および体育各部の活動の禁止
- ④早稲田大学の諸施設（図書館、学生会館等）の利用禁止
- ⑤科目登録の禁止
- ⑥当該年度学内奨学金の全額返還、および停学期間中の日本学生支援機構奨学金の支給停止（民間財団等の奨学金は当該財団等の判断による）

第47条 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者は、懲戒による退学処分に付する。

第47条の2 第44条または第45条の2第2号から第4号までの規定により退学した者が再入学を志望したときは、別に定める期間内に限り、選考の上これを許可することができる。ただし、退学した日の属する学期の翌学期の始めにおいてこれを許可することはできない。

2 第47条の規定により退学した者が再入学を志望したときは、これを許可しない。ただし、退学後別に定める期間を経過し、改悛の情が顕著でありかつ成業の見込みがある場合には、選考の上これを許可することがある。

3 再入学を許可された者が退学または学費未納により抹籍となった場合、以後の再入学は認めない。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

4 第1項から前項までの規定により再入学を許可した場合においては、既修の科目の全部または一部を再び履修させることがある。

試験

第49条 所定の科目を履修した者に対しては、毎学年末又は毎学期末に試験を行い、合格した者に対しては、単位を与える。ただし、教授会において認められた科目については、平常点をもって試験に代えることができる。

2 前項の定期試験のほかに、各教授会の決議によって臨時に試験を行うことがある。

第50条 試験の方法は、筆記試験、口述試験および論文考査の3種とし、各教授会がこれを決定する。

第51条 試験(第49条の規定により平常点をもって試験に代える場合を含む。)の成績は、

A＋、A、B、CおよびFの五級に分ち、A＋、A、BおよびCを合格とし、Fを不合格とする。ただし、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる科目については、PおよびQの二級に分ち、Pを合格とし、Qを不合格とすることができる。

卒業

第52条 本大学に4年以上在学して所定の試験に合格し、所定の単位を修得した者を卒業とし、学士の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、所定の単位を優れた成績で修得したと各教授会が認めた場合に限り、3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位規則)

第2条 本大学において授与する学位は、学士、博士、修士および専門職学位とする。

2 学士の学位は次のとおりとする。

人間科学部.....学士（人間科学）〔他は省略〕

授業料

第56条 学生は、第31条の場合を除き、次の各号に掲げる学期に係る別表1に定める授業料、施設費、教育環境整備費、実験実習料および学生読書室図書費（以下「授業料等」という。）を当該各号に掲げる日までに大学に納めなければならない。〔別表1省略〕

一 春学期 4月15日

二 秋学期 10月 1日

2 学生は、第2年度の最初の学期に係る授業料等を取める時に、別表1に定める第2年度の基礎教育充実費を大学に収めなければならない。〔別表1省略〕

3 第1項の規定にかかわらず、修業年限を超えて在学する者の授業料等の額および納入期日は、細則で定める。

第58条 既に納めた授業料等は、事情のいかんにかかわらず、これを返還しない。

第59条 学年の途中で退学した者でも、その学期の学費はこれを納めなければならない。

抹籍

第60条 学費の納付を怠った者は、抹籍することがある。

在学中に海外留学をする者の取り扱いに関する規程

(留学の定義)

第2条 この規程において「留学」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 学生が所属する学部または研究科の属する学術院の教授会（以下、「教授会等」という。）の許可を得て、外国の大学またはこれに相当する高等教育機関に1学期相当期間以上在学し、教育を受けるもの
- 二 教授会等の許可を得て、海外の研究機関に1学期相当期間以上在籍し、研究に従事し、または研修に参加するもの

(留学に必要な手続き)

第3条 留学をしようとする者には、あらかじめ次の書類を提出させたいえ、教授会等が許可を与える。

- 一 学部または大学院所定の留学願
 - 二 留学先となる外国の大学もしくはこれに相当する高等教育機関または海外の研究機関（以下「大学等」という。）が発行する入学許可証、受入書等
- 2 留学を終えた者には、次の書類を帰国後速やかに提出させる。
- 一 学部または大学院所定の帰国届
 - 二 留学先の大学等が発行する在学期間または在籍期間を明記した証明書
- (留学期間)

第4条 在学中に留学できる期間は、原則として1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、教授会等は、留学期間の延長または再留学を許可することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、外国の大学との学術交流協定に基づく交換留学生およびダブルディグリー留学プログラムに参加する者の留学期間は、それぞれの協定の定めるところによる。

(在学年数の取り扱い)

第5条 外国の大学等との学術交流協定に基づく留学(ダブルディグリー留学プログラムを除く。)のうち、あらかじめ教授会等が定めるところに従い、留学期間の全部または一部を在学年数に算入する。

- 2 ダブルディグリー留学プログラムについては、プログラム所定の留学期間の全部を在学年数に算入する。
- 3 前2項に定める場合のほか、教授会等が、留学先の大学等において修得した単位数、その修得に要した期間、その他を勘案して本大学における教育課程の一部を履修したと認めた場合は、留学期間のうち1年または1学期を在学年数に算入することができる。

(留学期間前後の学習期間)

第7条 本大学の学部または大学院における留学前後の学習期間は、可能な限りこれを通算

して、単位を修得できるよう取り計らうものとする。

（留学期間中の学費）

第8条 留学の場合における、授業料、施設費、教育環境整備費、実験実習料、学生読書室図書費、演習料、実験演習料（以下「授業料等」という。）および基礎教育充実費の取扱いは、別表1のとおりとする。〔別表1省略〕

2 前項の規定により授業料等が免除された者は、授業料等が免除される学期ごとに、在籍料として5万円を本大学に納めなければならない。

3 学則第56条の規定は、在籍料について準用する。

4 ダブルディグリー留学プログラムに参加する者は、本大学が定める期日までに登録料として15万円を納めなければならない。

（留学許可の取り消し）

第9条 留学を許可した者について、第2条に該当する留学生として不適当であると認められる事情が生じた場合は、教授会等は、留学の許可を取り消すことができる。

2 前項の規定により留学の許可を取り消した場合は、前条の規定を適用しない。

（単位認定料および在学年数の算入）

第10条 第8条第1項の規定により授業料等が免除された者であって、第5条の規定により留学期間を在学年数に算入されたものは、早稲田大学学則（1949年4月1日示達。以下「大学学則」という。）第16条または早稲田大学大学院学則（1976年教務達第1号。以下「大学院学則」という。）第9条第2項、第9条の2および第9条の3の規定により外国の大学等に留学して修得した単位を本学の授業科目の履修によって修得したものとみなされた場合は、その単位数に応じた単位認定料を大学に納めなければならない。

2 学部の学生または大学院の学生に係る前項の単位認定料の額は、それぞれ大学学則別表2または大学院学則別表3に規定する聴講料と同額とする。

3 本大学が指定した日までに単位認定料を納めない場合は、留学期間を本大学の在学年数に算入しない。

学生証等の取り扱いに関する規程

(規程の制定)

第1条 本大学が発行する学生証等の取り扱いについては、別に定めるもののほかはこの規程による。

(学生証の交付)

第2条 本大学は、学部、大学院、芸術学校および川口芸術学校（以下「学部等」という。）の学生に対し、その身分を証するために学生証を交付する。

2 学生証は、学生の所属する学部等で交付する。

3 学生証の様式については、別に定める。

(交付範囲)

第3条 学生証は、次の各号に規定する者に交付する。

- 一 学部等の正規学生
- 二 科目等履修生
- 三 大学院の一般研修生および委託研修生
- 四 大学院研究生
- 五 大学院外国人特別研修生
- 六 芸術学校の専修科学生

(交付時期)

第4条 学生証は、次の各号に規定する時期に交付する。

- 一 前条第1号に規定する者に対しては年度が始まったとき。
- 二 前条第2号から第6号に規定する者に対しては、それぞれの入学手続を終えたとき。

(有効期間)

第5条 学生証の有効期間は、次の各号に規定する期間とする。

- 一 第3条第1号に規定する者については、1学年度
 - 二 第3条第2号から第6号に規定する者については、聴講を許可する期間
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業、修了、退学、抹籍等により学生の身分を失った場合には、学生証はその時点で効力を失うものとする。

(再交付)

第6条 学生から学生証を紛失等した旨の届け出があり、所定の手続きを終えた場合は、学生の所属する学部等において、学生証を再交付するものとする。ただし、同一年度内に1度を超えて再交付する場合は、別に定める手続きを経なければならない。

2 学生証を再交付する場合は、1件につき2,000円を徴収する。

(返 還)

第7条 卒業、修了、退学、抹籍等により学生がその身分を失った場合は、学生証を返還させるものとする。

(携帯ならびに貸与および譲渡の禁止)

第8条 学生証の交付を受けた学生は、学生証を常に携帯し、教職員の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

2 学生証は、他人に貸与または譲渡させてはならない。

〔以下省略〕

早稲田大学はハラスメント防止に真摯に取り組んでいます。

本学では、「早稲田大学におけるハラスメント防止に関するガイドライン」を制定し、相談を受け付け、その解決に取り組むだけでなく、パンフレットやWebサイト等での広報や、講演会等の催し物を通して、啓発・防止活動を実地している。

Q ハラスメントとは何か？

A ハラスメントとは、性別、社会的身分、人種、国籍、信条、年齢、職業、身体的特徴等の属性あるいは広く人格に関わる事項等に関する言動によって、相手方に不利益や不快感を与え、あるいはその尊厳を損なうことをいう。大学におけるハラスメントとしては、性的な言動によるセクシュアル・ハラスメント、勉学・教育・研究に関連する言動によるアカデミック・ハラスメント、優越的地位や職務上の地位に基づく言動によるパワー・ハラスメントなどがある。

Q ハラスメントは何で問題なのか？

A ハラスメントをされた側にとっては、安心して学習・研究・労働する環境が阻害され、悪影響が生じ、学習・研究・労働する権利の侵害、つまり、人権侵害になるからである。ごく気軽な気持ちでの行為や言動が相手にとっては耐えられない苦痛となっていることもあり、結果として、日常生活に支障をきたすケースも少なくない。

Q 学生が加害者になることもあるのか？

A はい。例えばサークルのコンパで性的な言動を繰り返したり、飲酒を強要したり、交際をしつこく迫った結果、相手が不快感を持った場合には、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントになりえる。

Q 「ハラスメントかな」と思ったら？

A あなた自身が被害に遭った時、友人からの相談を受けた時、また取り組みについて質問や意見がある時には、専門のスタッフが対応するので、気軽に相談窓口につながっていただきたい。相談の流れなど、詳しい内容については、下記Webサイトも参照すること。

■相談窓口 ハラスメント防止室 相談室

初回相談は、電話・メール・FAX・手紙どの方法でもOK。来室前なら匿名での相談も可能、来室希望の場合は、事前に電話またはメールでの予約が必要。あなたのプライバシーと意向を最大限に尊重する。

【TEL】 03-5286-9824 *留守番電話機能つき

【FAX】 03-5286-9825

【E-mail】 stop@list.waseda.jp

【URL】 <http://www.waseda.jp/stop/>

【開室時間】 月～金 9:30～17:00 *面談中などは留守電になることがある。

【事務所所在地】 〒169-8050 東京都新宿区戸塚町1-104 24-8号館3階（相談室）

